

LPガス 事業団広報

2023.5.15 No.224

一般財団法人
全国LPガス保安共済事業団

LPガスの安全・安心は期限管理から

『LPガス安心サポート推進運動』を支援しております。

供給機器の交換期限

保安確保機器	年数	
	(Ⅰ類)	(Ⅱ類)
調整器	10年	7年
高圧ホース	10年	7年
低圧ホース	10年	7年
ガスメーター（法定検満期間）	7年・10年	

液石法告示第121号第5条「期限管理」に基づく。

マイコンメーターの検定有効期間は
7年または10年

圧力調整器・高圧ホース・低圧ホース
の交換期限は7年または10年



期限表示シール（例）



製品には、このような期限表示シールが貼付されております。

JLIA

一般社団法人
日本エルピーガス供給機器工業会

〒105-0004 東京都港区新橋5-20-4（新虎サウスビル3F）

TEL 03-5777-1974 FAX 03-5777-1985

広報 No.224 目次

1. 経済産業省からの通知文書	01
(1) 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼） （令和5年3月10日）	02
(2) 住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による 一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）（令和5年3月10日）	14
(3) 液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の 運用についての一部を改正する規程について（通知）（令和5年3月30日）	18
(4) 液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律および関係政省令の 運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程等について（通知） （令和5年3月31日）	22
(5) 液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る） 並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第131条第2項の運用について（令和5年3月31日）	36
(6) 山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則 第17条の規程に基づく特則承認に関する審査等について（令和5年3月31日）	38
2. 参考資料	
ガス警報器工業会ポスター 「2023年度設置・交換運動実施中！」	50
3. 連載 LPガス保安優良事業者を訪ねて	
有限会社細谷達司商店（神奈川県相模原市）	54
日米礦油株式会社鹿児島支店（鹿児島市）	58
4. 令和3年度（令和3.10.1～令和4.10.1）LPガス事故集計表（令和5.3.31現在集計）	63
5. 令和4年度（令和4.10.1～令和5.10.1）LPガス事故集計表（令和5.3.31現在中間集計）	72
6. 令和4年度契約 全L協・全農契約集計表	82
7. 令和4年度契約 消費者戸数県別集計表	84
8. 編集後記	86

【御案内】 LPガス事業団が実施している第三者被害救済事業について

1 経済産業省からの通知文書

事業団広報第223号が発行された令和5年1月15日以降、当財団においては、経済産業省から次の通知文書を受け取りました。

都道府県LPガス協会の中には、これらの文書をホームページなどで周知しているところも見受けられますが、あらためて本誌にも掲載して関係者にお知らせいたします。

- (1) 建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）
（令和5年3月10日）
- (2) 住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）（令和5年3月10日）
- (3) 液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程について（通知）（令和5年3月30日）
- (4) 液化石油ガス保安の確保及び取引の適正化に関する法律および関係政省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程等について（通知）
（令和5年3月31日）
- (5) 液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第131条第2項の運用について（令和5年3月31日）
- (6) 山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規程に基づく特別承認に関する審査等について（令和5年3月31日）

経済産業省

20230309保局第4号
令和5年3月10日

一般財団法人全国LPガス保安共済事業団
理事長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について（協力依頼）

標記の件について、ガス事故の内、建設工事等に起因する事故（他工事事故）の防止に向けて、以下の関係省庁及び関係団体に対し、協力依頼を行いました。協力依頼の文書は、経済産業省ホームページに掲載しておりますので、その旨お知らせします。

- ・ 厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室
- ・ 厚生労働省医薬・生活衛生局水道課
- ・ 国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課
- ・ 国土交通省不動産・建設経済局建設業課
- ・ 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課
- ・ 警察庁交通局交通規制課
- ・ 一般社団法人全国登録教習機関協会

なお、再発事故防止の観点から、貴団体においても会員のガス事業者等に対し、以下の事項の周知をお願いします。

- ・ 建設工事等事業者に対し、建設工事等を実施する前には必ず、ガス管等について液化石油ガス販売事業者に照会及び確認するとともに、ガス管を見つけた場合には必ず、液化石油ガス販売事業者に連絡すること等について周知を行うこと。
- ・ 必要に応じて建設工事等の実施に立ち会うこと。
- ・ 供給管及び配管の工事を行う際は、事故防止のため、次の点を確認すること。
 - ① 工事事業者が特定液化石油ガス設備工事事業の届出を行っているか。
 - ② 工事作業者が液化石油ガス設備士免状を有する者か、法定講習を適切に受講しているか、及び工事作業時に免状を携帯しているか。

経 済 産 業 省

20230309保局第4号
令和5年3月10日

厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課建設安全対策室長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

建設工事等におけるガスパ管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事その他工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガスパ管を損傷する等の事故が発生しています。こうしたガス事業者以外の者（以下「建設工事等事業者」という。）によるガス事故は、全事故件数の約3割を占める状況が続いています。

最近の事故事例では、敷地内水道工事において、電動工具にてガスパ管を損傷させた際に漏出したガスに着火し、作業員1名が負傷する事故（2021年8月）や、解体工事の重機作業時において、誤ってガスパ管（灯外内管）及び水道管を損傷し、損傷したガスパ管へ水道管からの水が流入したことで、本管を閉塞させ、近隣の複数の建物に対する供給支障事故（2022年2月）がありま

した。建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガスパ管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガスパ管を切断した、③ガスパ管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていただけのものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミス等となっています。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガスパ管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、ガス業界と協力して建設工事等事業者に対する啓発や広報活動を進めているところです。

つきましては、このような建設工事等におけるガスパ管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の要請をお願いいたします。

- ・ 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、ガスパ管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者へ立会いを求めること。

- ・ ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事業者全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
- ・ ガスパ管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手廻り等で作業すること。
- ・ 敷地内に引き込まれる埋設ガスパ管は、歩道部や車道部の浅い箇所が存在する場合がありますため、特に注意すること。
- ・ 建設工事等の際、ガスパ管又はガスパ管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
- ・ ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス業者に連絡すること。

（同封資料）

- ・ 参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット

経 済 産 業 省

20230309保局第4号
令和5年3月10日

厚生労働省医薬・生活衛生局 水道課長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

建設工事等におけるガスパ管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事その他工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガスパ管を損傷する等の事故が発生しています。こうしたガス事業者以外の者（以下「建設工事等事業者」という。）によるガス事故は、全事故件数の約3割を占める状況が続いています。

最近の事故事例では、敷地内水道工事において、電動工具にてガスパ管を損傷させた際に漏出したガスに着火し、作業員1名が負傷する事故（2021年8月）や、解体工事の重機作業時において、誤ってガスパ管（灯外内管）及び水道管を損傷し、損傷したガスパ管へ水道管からの水が流入したことで、本管を閉塞させ、近隣の複数の建物に対する供給支障事故（2022年2月）がありました。

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガスパ管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガスパ管を切断した、③ガスパ管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていただけの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミス等となっています。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガスパ管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、ガス業界と協力して建設工事等事業者に対する啓発や広報活動を進めているところです。

つきましては、このような建設工事等におけるガスパ管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の要請をお願いします。

- 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、ガスパ管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者へ立会いを求めること。

- ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業者全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
- ガスパ管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- 敷地内に引き込まれる埋設ガスパ管は、歩道部や車道部の浅い箇所が存在する場合がありますため、特に注意すること。
- 建設工事等の際、ガスパ管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
- ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス業者に連絡すること。

（同封資料）

・参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット

経 済 産 業 省

20230309保局第4号
令和5年3月10日

国土交通省不動産・建設経済局 建設市場整備課長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

建設工事等におけるガスパ損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の方が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事その他工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガスパ管を損傷する等の事故が発生しています。こうしたガス事業者以外の者（以下「建設工事等事業者」という。）によるガス事故は、全事故件数の約3割を占める状況が続いています。

最近の事故事例では、敷地内水道工事において、電動工具にてガスパ管を損傷させた際に漏出したガスに着火し、作業員1名が負傷する事故（2021年8月）や、解体工事の重機作業時において、誤ってガスパ管（灯外内管）及び水道管を損傷し、損傷したガスパ管へ水道管からの水が流入したことで、本管を閉塞させ、近隣の複数の建物に対する供給支障事故（2022年2月）がありました。

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガスパ管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガスパ管を切断した、③ガスパ管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていただけの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミス等となっています。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガスパ管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、ガス業界と協力して建設工事等事業者に対する啓発や広報活動を進めているところです。

つきましては、このような建設工事等におけるガスパ管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の要請をお願いします。

- 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、ガスパ管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者へ立会いを求めること。

- ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業者全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
- ガスパ管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に真重に手掘り等で作業すること。
- 敷地内に引き込まれる埋設ガスパ管は、歩道部や車道部の浅い箇所が存在する場合が多いため、特に注意すること。
- 建設工事等の際、ガスパ管又はガスパ管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
- ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス業者に連絡すること。

（同封資料）

・参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット

経 済 産 業 省

令和5年3月10日

国土交通省不動産・建設経済局建設業課
課長補佐 兼重 和明 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室 室長補佐 江藤 祐昭

建設工事等におけるガスパ管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事その他工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガスパ管を損傷する等の事故が発生しています。こうしたガス事業者以外の者（以下「建設工事等事業者」という。）によるガス事故は、全事故件数の約3割を占める状況が続いています。

最近の事故事例では、敷地内水道工事において、電動工具にてガスパ管を損傷させた際に漏出したガスに着火し、作業員1名が負傷する事故（2021年8月）や、解体工事の重機作業時において、誤ってガスパ管（灯外内管）及び水道管を損傷し、損傷したガスパ管へ水道管からの水が流入したことで、本管を閉塞させ、近隣の複数の建物に対する供給支障事故（2022年2月）がありました。

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガスパ管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガスパ管を切断した、③ガスパ管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていただけの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミス等となっています。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガスパ管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、ガス業界と協力して建設工事等事業者に対する啓発や広報活動を進めているところです。

つきましては、各自治体における建設リサイクル法に係る届出の手続き窓口等でガス事業者が留意するガスパ管損傷事故の発生防止に係る啓発・広報パンフレットを配置することについてご協力を賜りたくお願いいたします。

（同封資料）

・参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット

経 済 産 業 省

20230309保局第4号
令和5年3月10日

警察庁交通局 交通規制課長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

建設工事等におけるガスパ管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事その他工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガスパ管を損傷する等の事故が発生しています。こうしたガス事業者以外の者（以下「建設工事等事業者」という。）によるガス事故は、全事故件数の約3割を占める状況が続いています。

最近の事故事例では、敷地内水道工事において、電動工具にてガスパ管を損傷させた際に漏出したガスに着火し、作業員1名が負傷する事故（2021年8月）や、解体工事の重機作業時において、誤ってガスパ管（灯外内管）及び水道管を損傷し、損傷したガスパ管へ水道管からの水が流入したことで、本管を閉塞させ、近隣の複数の建物に対する供給支障事故（2022年2月）がありました。

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガスパ管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガスパ管を切断した、③ガスパ管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていただけの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミス等となっています。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガスパ管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、ガス業界と協力して建設工事等事業者に対する啓発や広報活動を進めているところです。

つきましては、警察署等の道路使用許可の手続き窓口等において、ガス事業者が留意するガスパ管損傷に起因する事故の発生防止に係る啓発・広報パンフレット等を配置することについてご協力をお願いいたします。

（同封資料）

・参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット

経 済 産 業 省

20230309保局第4号
令和5年3月10日

国土交通省水管理・国土保全局 下水道部下水道事業課長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

建設工事等におけるガスパ管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事その他工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガスパ管を損傷する等の事故が発生しています。こうしたガス事業者以外の者（以下「建設工事等事業者」という。）によるガス事故は、全事故件数の約3割を占める状況が続いています。

最近の事故事例では、敷地内水道工事において、電動工具にてガスパ管を損傷させた際に漏出したガスに着火し、作業員1名が負傷する事故（2021年8月）や、解体工事の重機作業時において、誤ってガスパ管（灯外内管）及び水道管を損傷し、損傷したガスパ管へ水道管からの水が流入したことで、本管を閉塞させ、近隣の複数の建物に対する供給支障事故（2022年2月）がありました。

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガスパ管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガスパ管を切断した、③ガスパ管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていただけの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミス等となっています。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガスパ管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、ガス業界と協力して建設工事等事業者に対する啓発や広報活動を進めているところです。

つきましては、このような建設工事等におけるガスパ管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等事業者に対し、以下の要請をお願いします。

- 建設工事等の前には、ガス事業者に対し、ガスパ管の有無、その配置及び使用状況について照会するとともに、必要に応じ、当該建設工事等にガス事業者へ立会いを求めること。

- ガス事業者に照会して得られた情報は、現場の工事作業者全員に周知を行い、適切な工事作業が行われるようにすること。
- ガスパ管が埋設されている付近では、火気や電動工具の使用を避け、特に慎重に手掘り等で作業すること。
- 敷地内に引き込まれる埋設ガスパ管は、歩道部や車道部の浅い箇所が存在する場合がありますため、特に注意すること。
- 建設工事等の際、ガスパ管又はガス管かどうか判断できない埋設管を見つけたときは、ガス事業者に連絡すること。
- ガスの臭いを感じた時は、火気や電動工具の使用を中止し、すぐにガス業者に連絡すること。

（同封資料）

・参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット

経 済 産 業 省

20230309保局第4号
令和5年3月10日

一般社団法人全国登録教習機関協会
会長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

建設工事等におけるガスパ管損傷事故の防止について（協力依頼）

ガス事業者（都市ガス及び液化石油ガスの供給に係る事業者をいう。以下同じ。）以外の者が行う建設工事等（道路関係工事、土木関係工事、建築関係工事、解体関係工事、上下水道関係工事その他工事をいう。以下同じ。）において、毎年ガスパ管を損傷する等の事故が発生しています。こうしたガス事業者以外の者（以下「建設工事等事業者」という。）によるガス事故は、全事故件数の約3割を占める状況が続いています。

最近の事故事例では、敷地内水道工事において、電動工具にてガスパ管を損傷させた際に漏出したガスに着火し、作業員1名が負傷する事故（2021年8月）や、解体工事の重機作業時において、誤ってガスパ管（灯外内管）及び水道管を損傷し、損傷したガスパ管へ水道管からの水が流入したことで、本管を閉塞させ、近隣の複数の建物に対する供給支障事故（2022年2月）がありました。

建設工事等に起因する事故の原因としては、建設工事等事業者が、①ガスパ管の存在を知らずに工事に着手した、②目的の配管と誤ってガスパ管を切断した、③ガスパ管の埋設位置を誤って認識していた、④ガス臭に気付いたがそのまま作業を続け、その後漏えいガスに着火させた、⑤ガス事業者へ事前照会を行っていただけのものの、確認した内容を現場作業員に伝えていなかった等、建設工事等事業者の確認ミス等となっています。

経済産業省では、このような建設工事等におけるガスパ管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、ガス業界と協力して建設工事等事業者に対する啓発や広報活動を進めているところです。

つきましては、登録教習機関において、ガス事業者が用意するガスパ管損傷に起因する事故の発生防止に係る啓発・広報パンフレット等を配置することについてご協力をお願いします。

（同封資料）

・参考資料 建設工事等事業者向けパンフレット

敷地内の工事に携わるみなさまへ



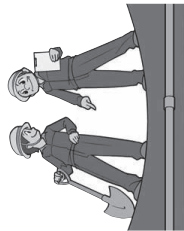
ガス管損傷事故を防ぐための 3つのポイント

工事の前にガス管の位置をしっかりと確認。
作業員全員で情報共有し、ガス管損傷事故を防ぎましょう。

Point 1

工事前にまず確認!

工事前にガス管位置やガスが通じていないことを確認。ガス管付近は特に慎重に手掘り等で作業する。



Point 2

不明な場合は ガス事業者へ連絡!

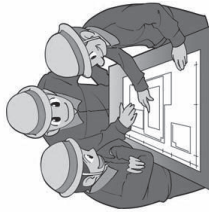
ガス管の位置や深さが不明な場合やガス管の撤去・移設工事が必要な場合。その他、必要に応じてガス事業者にご相談ください。



Point 3

情報は全員で共有!

ガス管の位置などの情報は、図面などで作業員全員で情報を共有する。



ガスの事故がなくなるよう皆様のご理解とご協力をお願いします。



ガスの安全

検索



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

<http://www.meti.go.jp/>

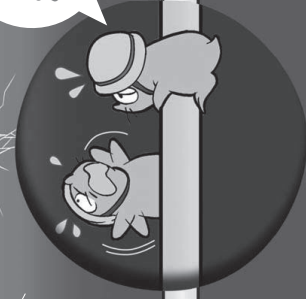
お問い合わせは

敷地内で工事を行う際は、 ガス管の確認を!



必ず
確認!

工事の前に
ガス管の確認、
忘れてませんか?





ガスの
あんしん
合い言葉

ちよつと待て! そのすぐ下には ガス管が!?

建物の改築・解体・給排水 工事などをはじめの前に ガス管の位置確認を!

《工事の前に》

ガス管の位置やガスが通じていないことを
必ず確認してください。

《ガス管近傍で工事を行う場合》

あくまでも慎重に作業を進めてください。

《不明な点は》

ガス事業者にご相談ください。

《ガス臭いと感じた時》

火気や電動工具の使用を避け、
すぐにガス事業者に連絡してください。



工事の前に
ガス管の確認、
忘れてませんか?

敷地内他工事におけるガス管損傷事故を防ぐために、ご協力をお願いします。

ガス管損傷事故 防止のため、 工事前の安全 チェック

毎日!

毎日、工事の前にしっかりチェック!

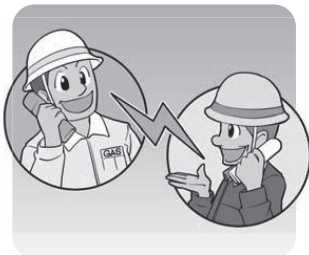
作業員全員で情報共有して、ガス管破損事故を防ぎましょう。

〈チェック項目〉



工事前に必ず確認!

- ☑ 図面などで工事前にガス管の位置を確認。
- ☑ ガス管のガスが、どこまで通じているか確認。
- ☑ ガス管付近では手掘り作業をするなど、作業のポイントを確認。



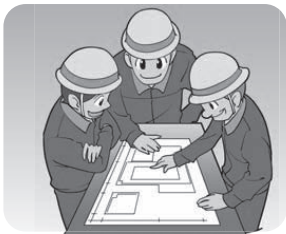
不明な点はガス事業者へ確認!

- ☑ ガス管の位置や深さが不明な場合。
 - ☑ ガス管の撤去・移設工事が必要な場合。
 - ☑ ガス管にガスが通じているか不明な場合。
 - ☑ 協議になかった管が出てきた場合。
- ※その他、必要に応じてガス事業者にご相談ください。



工事はあくまでも慎重に!

- ☑ 工事は、ガス管の位置や深さを再度確認してから。
- ☑ ガス管の近くでは、重機を使用せず、手掘りにて慎重に作業を。



作業員全員で情報共有を!

- ☑ ガス管の位置情報や、ガス管近くでの手掘り等作業のポイントを必ず作業員全員で情報共有をお願いします。



ガスの事故がなくなるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

ガスの安全見直し隊

ガスの安全

検索

<http://www.meti.go.jp/>



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry

ガス管調査窓口検索

ガス管の位置が不明な場合、日本ガス協会にアクセスし、以下の手順で各地域のガス会社の「ガス管調査窓口」を確認できます。

スマートフォンの場合
 スマートフォンやパソコンから → **日本ガス協会** 検索 <https://www.gas.or.jp/gas-pipe/>

step 1 トップページから「ガス管調査窓口検索」を選びます。

step 2 検索したい都道府県または市名、市名を入力し「検索する」をクリック。

step 3 検索結果一覧からガス会社の「ガス管調査窓口」を確認します。

検索結果一覧 (3件):

- 武蔵野ガス株式会社
- 東武東上線沿線ガス株式会社
- 東武東上線沿線ガス株式会社

万一、ガス管を
 損傷して
 しまったら...

- 1 落ち着いて、すぐにガス会社まで連絡する。
- 2 窓やドアを開けて換気をする。(換気扇は使用しない)
- 3 火気や電動工具は使用しない。
 ※コンクリートカッター・はつり作業、配管切断作業で発生する火花も着火源となります。
- 4 周囲へ周知、状況に応じて避難と避難誘導をする。
- 5 可能な場合はガスの噴出を止める。

ガス漏れ時の緊急連絡先

— 掘削、解体、撤去、増改築・改装工事をされる皆様へ —
 ガス管損傷による事故を起こすと、

ケガ・火傷 のほか、 火災・爆発 工事停止 損害賠償 労働災害

など近隣住民への迷惑、加えて

に発展し、
 会社に損失が生じることとなります。



経済産業省



経済産業省

チェックシートで安全確認!!

必ずやるう>>>安全確認基本チェックシート

	掘削 工事をする方へ 道路・敷地内を掘削（はつり・カッター含む）・杭打ち・整地など	解体・撤去 工事をする方へ 建物や構造物を取り壊す	増改築・改装 工事をする方へ 既設建物や設備の改修
<p>工事前確認</p>	<p>道路</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 道路を工事する際はガス会社※へ連絡・協議しましょう <input type="checkbox"/> ガス管の図面は持っていますか？ <p>敷地内</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 工事範囲にガス管がないか確認しましょう <input type="checkbox"/> 「ガス管の位置・深さ」はわかりますか？ <input type="checkbox"/> 「ガスが通じているか」わかりますか？ <input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう <p>※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 解体建物のガス管にガスが通じていないことを確認しましょう <input type="checkbox"/> ガスが通じている場合、ガス会社へ切断処理を依頼しましょう <input type="checkbox"/> 解体建物に別の建物のガス管が通っていないか確認しましょう (例：解体するA棟の中に、B棟のガス管がある場合など) <input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう <p>※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ガス配管の図面は持っていますか？ <input type="checkbox"/> 工事範囲にガス管がないか確認しましょう <input type="checkbox"/> 「ガス管の位置」はわかりますか？ <input type="checkbox"/> 「ガスが通じているか」わかりますか？ <input type="checkbox"/> ガス管を損傷する恐れがある場合は、必ずガス会社※へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 不明な点はガス会社※へ確認しましょう <p>※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>
<p>工事時確認（現場確認）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 工事場所付近にガス管の標示※がある場合、付近にガス管があるため注意して作業しましょう <input type="checkbox"/> 工事場所付近にガス管があることを確認した場合、ガス管付近は慎重に手掘りで行いましょう <p>※[埋設ガス管の標示例]</p>  <p>埋設ガス管にはポリエチレン管が多く使われています。材質がポリエチレンというプラスチックのガス管で、衝撃が加わると破損してしまいますので、十分ご注意ください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> 作業対象にガスメーターが設置されている場合、ガス管の切断処理をガス会社へ依頼しましょう <p>※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>  <p>注意！ ガスメーターが撤去済でもガス配管の切断処理をするまでは配管にはガスが通じています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ガス会社との事前打合せから工事内容や日程を変更する場合は、ガス会社へ連絡しましょう <input type="checkbox"/> これから作業する配管が目的の配管で間違いないか確認しましょう <input type="checkbox"/> はつり・穴あけ・壊し作業付近にガス管があることを確認した場合、ガス管付近は慎重に作業しましょう <p>※裏面の「ガス管調査窓口検索」を参照</p>  <p>【露出ガス管の標示例】 ガス管標示シール</p> <p>【ガス管損傷の例】 コンクリート内のガス管をドリルにより損傷した例</p>
<p>事故事例</p>	<p>下水工事のカッター作業中にガス管を損傷。漏えいしたガスを止めようと、周りのコンクリートをはつった際の火花で着火。作業員1名が顔面と両腕に火傷を負いました。</p> 	<p>建物解体工事中に、水道管とガス管を損傷し、水道管から噴出した水がガス管に入り、周辺の約150戸のガスがストップ。事故を起こした工事業社は多額の損害賠償を請求されました。</p> 	<p>改修工事に伴う排水管工事の際、設備図面の十分な確認をせず排水管と思い込み、ガスが通じているガス管に穴をあけ、電動工具の火花で着火。作業員1名が火傷を負いました。</p> 

経 済 産 業 省

20230309保局第5号
令和5年3月10日

一般財団法人全国LPガス保安共済事業団
理事長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）

標記の件について、国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長に対し、塗装工事業者等宛て要請するよう協力依頼を行いました。協力依頼の文書は、経済産業省ホームページに掲載しておりますので、その旨お知らせします。

また、同様な事故の防止の観点から、貴団体においても会員のガス事業者等が次の点を消費者等に対し注意喚起するよう御依頼願います。

- ・建物外壁の塗装工事等が行われている最中又は工事終了直後においては、給排気設備が塞がれていないことを確認した後に、ガス機器を使用すること。

経済産業省

20230309保局第5号
令和5年3月10日

国土交通省不動産・建設経済局 建設市場整備課長 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

住宅塗装工事等におけるガス機器の給気・排気部の閉塞による一酸化炭素中毒事故の防止について（協力依頼）

標記の件について、経済産業省へ報告されたガス事故のうち、住宅塗装工事等においてガス機器の給気・排気部が閉塞され、不完全燃焼や異常燃焼に伴う一酸化炭素中毒及びガス機器の破損などの事故が発生しています。

最近の事件事例では、塗装事業者が瞬間湯沸器の排気トップ部を養生シートで覆ったことで、未燃ガスが機器内部に滞留し、点火スパークにより未燃ガスへ引火したことでパイプシャフト扉が開き、近くにいた需要家1名が負傷する事故（2022年5月）がありました。

ガス機器の給気・排気部が閉塞された状態で使用した場合、爆発や異常燃焼によりガス機器が破損するほか、酸欠や不完全燃焼による一酸化炭素中毒の発生のおそれがあります。

このことから、塗装工事業者等に対し、下記の要請を行っていただきますようお願いいたします。

記

- 1 養生を行う場合には、ガス機器の給気部及び排気部を塞がないこと。
- 2 やむを得ずガス機器の給気・排気部をビニールシート等で塞ぐ場合には、当該ビニールシート等を取り除くまではガス機器を使用しないよう、確実に住人へ周知徹底すること。
- 3 工事終了後は、速やかに養生のためのビニールシート等を外すこと。

(参考資料)

- ・ 塗装等工事関係者向け注意喚起チラシ

**「ガス臭い」「警報器が鳴った」などの
異常を感じたら、
すぐガス事業者へ連絡を!**



外壁塗装工事に伴い、ガス機器の異常着火、
ガス臭等が発生した場合は、
直ちにガス機器の使用を停止し、ガス事業者へ連絡を!



ガスのご理解とご協力をお願いします。



ガスの安全見直し隊

ガスの安全 <http://www.meti.go.jp/> 検索  経済産業省 Ministry of Economy, Trade and Industry

お問い合わせは

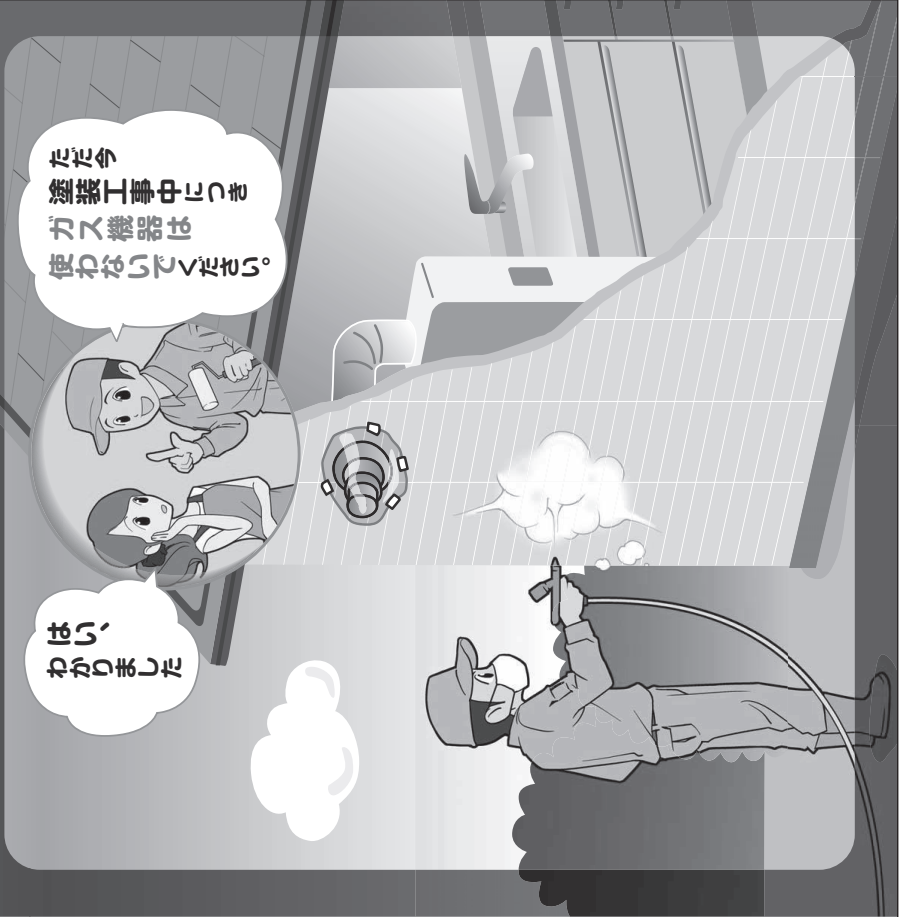
H27⑦ 外観塗装

外壁塗装工事・外壁清掃工事・
増改築工事をされる工事会社さまへ



経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

工事の際に、やむをえず排気筒(煙突)・換気扇・
給排気口・屋外式給湯器をビニール等で覆う場合、
**入居者の方にガスの使用禁止を
お願いしてください。**

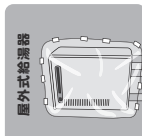
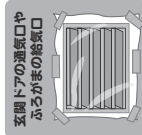


外壁塗装工事・
外壁清掃工事・
増改築工事をされる
工事会社さまへの
お願い。

⚠️ 外壁の塗装工事等で、排気筒(煙突)・換気扇・給排気口・ 屋外式ガス給湯器等をビニール等で覆うときは入居者の方に ガスの使用禁止をお願いしてください。



ガス機器、給排気筒等をビニールでお覆ったままガス機器を使用され
ますと、すぐに消えてしまったり、不完全燃焼による一酸化炭素中毒や、
機器の異常着火による故障や火災の原因となり大変危険です。



入居者の方にガスの使用禁止のお願い



はい、かまいません

大変急ぎ
なため
ガス機器は
使用禁止を
させていただきます。

管理人さまにもお打合せを
共同住宅の塗装等で工期が長くなる
場合には、管理人さまとの打合せの
上、ガス機器の使用制限等について
掲示板および回覧板等でお知らせし
てください。



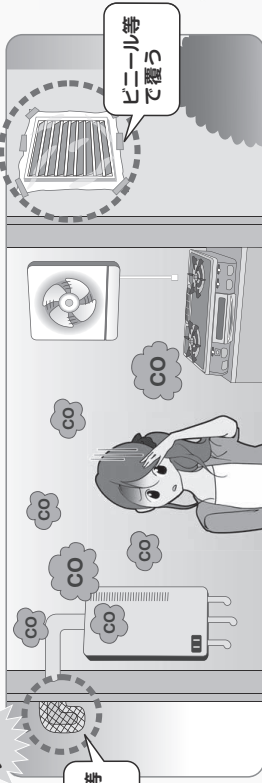
作業終了後はビニール等の覆いを取り除いてください。



ビニール等で覆ったままガス機器を使用すると大変危険です。

危険なケース1

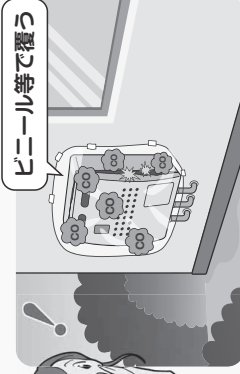
不完全燃焼による一酸化炭素中毒の原因になります。



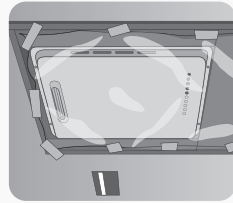
危険なケース2

ガス機器の故障の原因になります。

ガス機器が燃焼できなくなり、未燃ガスが滞留してしまい、運搬点火操作により着火するとガス機器が爆発・火災に至る場合があります。



ビニール等で覆う



経済産業省

20230320保局第1号

令和5年3月30日

一般財団法人全国LPガス保安共済事業団 理事長 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の
機能性基準の運用についての一部を改正する規程について（通知）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基
準の運用についての一部を別紙のとおり改正しましたので通知します。

つきましては、貴団体傘下の関係団体及び会員に周知をお願いします。

経済産業省

20230320保局第1号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年3月30日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（20210203保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規程は、令和5年3月30日から施行する。

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（20210203保局第1号）新旧対照表
 （次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について 制定 令和3年2月25日 20210203保局第1号 改正 令和3年6月18日 20210531保局第5号 令和5年3月30日 20230320保局第1号	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について 制定 令和3年2月25日 20210203保局第1号 改正 令和3年6月18日 20210531保局第5号
4.4. ガスメーターの機能 規則関係条項 第18条第22号イ、第44条第2号イ(12)(i) ガスメーターの機能は、次の基準のいずれかに該当するものとする。 1. [略] 2. ガスメーターは、次の規格に適合するもの又はこれらと同等以上のものであること。 <u>KHKS0751 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置基準</u>	4.4. ガスメーターの機能 規則関係条項 第18条第22号イ、第44条第2号イ(12)(i) ガスメーターの機能は、次の基準のいずれかに該当するものとする。 1. [略] 2. ガスメーターは、次の規格に適合するもの又はこれらと同等以上のものであること。 (1) <u>KHKS0726 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(II型)基準</u> (2) <u>KHKS0728 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(L型)基準</u> (3) <u>KHKS0733 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(S型)基準</u> (4) <u>KHKS0737 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(SB型)基準</u> (5) <u>KHKS0741 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(E型・EB型)基準</u> (6) <u>KHKS0742 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(S4型)基準</u> (7) <u>KHKS0743 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置(E4型)基準</u>

4.5. 末端ガス栓と燃焼器を接続するための硬質管等の材料及び構造 規則関係条項 第44条第1号ル 末端ガス栓と燃焼器を接続するための硬質管、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（以下単に「低圧ホース」という。）、燃焼器用ホース及びゴム管の性能、並びにガス栓又は燃焼器と金属フレキシブルホース、低圧ホース、燃焼器用ホース又は迅速継手型接続具を接続したゴム管を接続する際に用いる接続具の材料及び構造は、次の基準によるものとする。 1. 硬質管 (1) 金属管の材料及び構造 ① [略] ② 末端ガス栓及び燃焼器との接続部のねじは、 <u>JIS B 0203 管用テーパねじの規格に適合するものであること。</u> (2) 金属フレキシブルホースの材料及び構造 ①～④ [略] ⑤ 継手部分の構造は、次の(i)～(iv)によること。 (i) <u>JIS B 0203に規定する管用テーパねじ</u> (ii) <u>JIS B 0205-4に規定するメートル細目ねじ</u> (iii) <u>JIS B 0208に規定するユニファイ細目ねじ</u> (iv) <u>JIS K 6351図6に規定するTU継手又は図B.1に規定するTUおねじ先端部</u> 2. [略] 3. 燃焼器用ホースの材料及び構造 (1)～(2) [略] (3) 継手部分の構造は、次の①から③のいずれかによること。 ① 次の(i)から(v)に定める基準に適合する迅速継手 (i) 形状及び寸法は、 <u>高圧ガス保安協会基準KHKS0721附属書2、附属書3又は附属書4に掲げる接続部の図に示すとおりであること。</u> (ii)～(iv) [略] (v) <u>燃焼器用ホースの出口側に取り付けられた迅速継手は、プラグとソケットを外した場合には上流側に位置するプラグ又はソケットからの液化石油ガスの流出を自動的に遮断する機能を有するものであること。</u>	4.5. 末端ガス栓と燃焼器を接続するための硬質管等の材料及び構造 規則関係条項 第44条第1号ル 末端ガス栓と燃焼器を接続するための硬質管、液化石油ガス用継手金具付低圧ホース（以下単に「低圧ホース」という。）、燃焼器用ホース及びゴム管の性能、並びにガス栓又は燃焼器と金属フレキシブルホース、低圧ホース、燃焼器用ホース又は迅速継手型接続具を接続したゴム管を接続する際に用いる接続具の材料及び構造は、次の基準によるものとする。 1. 硬質管 (1) 金属管の材料及び構造 ① [略] ② 末端ガス栓及び燃焼器との接続部のねじは、 <u>日本工業規格B0203 管用テーパねじの規格に適合するものであること。</u> (2) 金属フレキシブルホースの材料及び構造 ①～④ [略] ⑤ 継手部分の構造は、次の(i)～(iv)によること。 (i) <u>日本工業規格B0203に規定する管用テーパねじ</u> (ii) <u>日本工業規格B0205-4に規定するメートル細目ねじ</u> (iii) <u>日本工業規格B0208に規定するユニファイ細目ねじ</u> (iv) <u>日本工業規格K6351図3に規定する管用テーパめねじユニオン継手又はおねじ先端部</u> 2. [略] 3. 燃焼器用ホースの材料及び構造 (1)～(2) [略] (3) 継手部分の構造は、次の①から③のいずれかによること ① 次の(i)から(v)に定める基準に適合する迅速継手 (i) 形状及び寸法は、 <u>高圧ガス保安協会基準KHKS0721附属書2及び3に掲げる接続部の図に示すとおりであること。</u> (ii)～(iv) [略] (v) <u>プラグ又はソケットは、これらを接続する燃焼器のソケット又はプラグ(接続具を含む。)から外した場合に液化石油ガスの流出を自動的に遮断する機構を有するものであること。</u>
--	---

<p>② <u>J I S B 0 2 0 3</u>に規定する管用テーパねじ ③ <u>J I S K 6 3 5 1</u>図6に規定するTU継手</p> <p>(4) [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 接続具 (1) ねじ接続型接続具の材料及び構造 ①～③ [略] ④ ③以外の接続口と接続する取付部の構造は、次の(i)～(iv)のいずれかによること。 (i) <u>J I S B 0 2 0 3</u>に規定する管用テーパねじ (ii) <u>J I S B 0 2 0 5-4</u>に規定するメートル細目ねじ (iii) <u>J I S B 0 2 0 8</u>に規定するユニファイ細目ねじ (iv) <u>J I S K 6 3 5 1</u>図6に規定するTU継手又は図B.1に規定するTUおねじ先端部</p> <p>⑤～⑥ [略]</p> <p>(2) [略]</p>	<p>② <u>日本工業規格B 0 2 0 3</u>に規定する管用テーパねじ ③ <u>日本工業規格K 6 3 5 1</u>図3に規定する管用テーパめねじユニオン継手</p> <p>(4) [略]</p> <p>4. [略]</p> <p>5. 接続具 (1) ねじ接続型接続具の材料及び構造 ①～③ [略] ④ ③以外の接続口と接続する取付部の構造は、次の(i)～(iv)のいずれかによること。 (i) <u>日本工業規格B 0 2 0 3</u>に規定する管用テーパねじ (ii) <u>日本工業規格B 0 2 0 5-4</u>に規定するメートル細目ねじ (iii) <u>日本工業規格B 0 2 0 8</u>に規定するユニファイ細目ねじ (iv) <u>日本工業規格K 6 3 5 1</u>図3に規定する管用テーパめねじユニオン継手又はおねじ先端部</p> <p>⑤～⑥ [略]</p> <p>(2) [略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

経済産業省

20230324保局第1号

令和5年3月31日

一般財団法人全国LPガス保安共済事業団 理事長 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程等について（通知）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程等を別添のとおり改正しましたので通知します。

つきましては、貴団体傘下の関係団体及び会員に周知をお願いします。

経済産業省

20230324 保局第1号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について等の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年3月31日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20190308保局第5号）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（20210203保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について等の一部を改正する規程

- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20190308保局第5号）・・・・・・・・・・ 2
- 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（20210203保局第1号）・・・・・・・・・・ 23

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（20190308保局第5号）新旧対照表
 (改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。)

改正後	改正前
<p>別添 1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について</p> <p>第16条の2（基準適合義務等）関係 第2項の命令は、図のような場合、B県にある供給設備についてはA県知事が行使することとなる。したがって、供給設備と消費設備の監督行政庁が異なることとなるが、緊急時等において、一般消費者等が不便を生じないよう関係都道府県及び指定都市（<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。</u>）間でこのような設備の所在地等につき十分連絡を図らねばならない。</p> <p>第27条（保安業務を行う義務）関係 1. [略] 2. 第1項第2号により、保安機関は、一般消費者等に対し</p>	<p>別添 1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について</p> <p>第16条の2（基準適合義務等）関係 第2項の命令は、図のような場合、B県にある供給設備についてはA県知事が行使することとなる。したがって、供給設備と消費設備の監督行政庁が異なることとなるが、緊急時等において、一般消費者等が不便を生じないよう関係都道府県間でこのような設備の所在地等につき十分連絡を図らねばならない。</p> <p>第27条（保安業務を行う義務）関係 1. [略] 2. 第1項第2号により、保安機関は、一般消費者等に対し</p>

消費設備を基準に適合するようにするためにとるべき措置等を通知する責任を持つが、通知を受けて消費設備の改善等を行うか否かは、一般消費者等の任意である。

しかしながら、一般消費者等が消費設備の改善等を行わず、それにより災害の発生するおそれが著しく高いと認められる場合には、都道府県又は指定都市は、当該一般消費者等の住所を管轄する都道府県又は指定都市に当該事由を連絡するよう保安機関及び販売事業者を指導するとともに、必要に応じ当該消費者に対し法第35条の5の規定による基準適合命令をかけることも含め、適切な措置を講じられたい。

3. ・ 4. [略]

第29条（認定）関係

1. [略]

2. [略]

(1) 保安業務に係る販売所が、二以上の都道府県にまたがって存在するか、一の都道府県のみ存在するか（一の指定都市のみ存在する場合を除く。）、一の指定都市のみ存在するかによって申請先が決まるのであるから、販売所が同一の液化石油ガス販売事業者のものであるか否か、また保安業務の区分が都道府県ごとに異なるか否かを問わず、販売所が二以上の都道府県にまたがっていれば経済産業大臣に認定の申請をすることとなり、販売所が二以上の市町村（一の都道府県のみ存在する場合に限る。）にまたがっていれば当該都道府県知事に認定の申請をすることとなる。

(2) [略]

3. (1) 法第29条第1項の認定を行うのは経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長であるが、この認定は、保安業務を行う者ごとに一の行政庁が行うこととする。

消費設備を基準に適合するようにするためにとるべき措置等を通知する責任を持つが、通知を受けて消費設備の改善等を行うか否かは、一般消費者等の任意である。

しかしながら、一般消費者等が消費設備の改善等を行わず、それにより災害の発生するおそれが著しく高いと認められる場合には、当該一般消費者等の住所を管轄する都道府県に当該事由を連絡するよう保安機関及び販売事業者を指導するとともに、必要に応じ当該消費者に対し法第35条の5の規定による基準適合命令をかけることも含め、適切な措置を講じられたい。

3. ・ 4. [略]

第29条（認定）関係

1. [略]

2. [略]

(1) 保安業務に係る販売所が、一の都道府県のみ存在するか、二以上の都道府県にまたがって存在するかによって申請先が決まるのであるから、販売所が同一の液化石油ガス販売事業者のものであるか否か、また保安業務の区分が都道府県ごとに異なるか否かを問わず、販売所が二以上の都道府県にまたがっていれば経済産業大臣に認定の申請をすることとなる。

(2) [略]

3. (1) 法第29条第1項の認定を行うのは経済産業大臣又は都道府県知事であるが、この認定は、保安業務を行う者ごとに一の行政庁が行うこととする。

- 3 -

る。

(2) 例として、その保安業務に係る販売所が一の都道府県の区域内のみ存在する保安機関が、新たに別の都道府県の区域内に存在する販売所についても保安業務を行う場合は、法第35条の4において準用する法第6条の規定により、当該保安機関はその行おうとするすべての保安業務区分について、経済産業大臣の認定を受けなければならない。また、その保安業務に係る販売所が一の指定都市の区域内にのみ存在する保安機関が、新たに別の市町村（当該指定都市と同一の都道府県の市町村に限る。）の区域内に存在する販売所についても保安業務を行う場合は、法第35条の4において準用する法第6条の規定により、当該保安機関はその行おうとするすべての保安業務区分について、都道府県知事の認定を受けなければならない。同様に、既に認定を受けている保安業務区分のうち一部の区分を廃止すること等により、保安業務に係る販売所が二以上の都道府県から一の都道府県の区域内のみ存在することとなった場合も、当該保安機関は、その行おうとするすべての保安業務区分について、改めて都道府県知事の認定（一の指定都市の区域内にのみ設置される販売所の事業として販売される液化石油ガスの一般消費者等についての保安業務を行う者にあつては、当該指定都市の長の認定）を受けなければならない。また、既に認定を受けている保安業務区分のうち一部の区分を廃止すること等により、保安業務に係る販売所が二以上の市町村（一の都道府県のみ存在する場合に限る。）から一の指定都市の区域内にのみ存在することとなった場合も、当該保安機関は、その行おうとする全ての保安業務区分について、改めて指定都市の長の認定を受けなければならない。

4. [略]

(2) その保安業務に係る販売所が一の都道府県の区域内のみ存在する保安機関が、新たに別の都道府県の区域内に存在する販売所についても保安業務を行う場合は、法第35条の4において準用する法第6条の規定により、当該保安機関はその行おうとするすべての保安業務区分について、経済産業大臣の認定を受けなければならない。同様に、既に認定を受けている保安業務区分のうち一部の区分を廃止すること等により、保安業務に係る販売所が二以上の都道府県から一の都道府県の区域内のみ存在することとなった場合も、当該保安機関は、その行おうとするすべての保安業務区分について、改めて都道府県知事の認定を受けなければならない。

4. [略]

- 4 -

第34条（保安機関の業務等）関係

1. [略]
2. 第1項ただし書中「供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。」としているが、料理飲食店、旅館、学校、病院その他これらに類する施設（以下「業務用施設」という。）における供給設備又は消費設備の点検調査の実施について承諾が得られない場合には、保安機関は、当該一般消費者等に係る販売事業者に対して協力を要請し、要請を受けた販売事業者は当該一般消費者等から承諾が得られるよう努めることとする。なお、引き続き当該一般消費者等が点検調査に応じない場合にあっては、保安機関は、販売事業者に対して、当該業務用施設の所在地を管轄する都道府県又は指定都市に連絡するよう促すこととする。また、当該連絡を受けた都道府県又は指定都市は、必要に応じ、当該一般消費者等に対し、供給設備又は消費設備の点検調査に応じるよう指導されたい。
3. 第1項ただし書中「所有者又は占有者の承諾を得ることができないとき」（以下3.において「調査拒否」という。）の例としては、供給設備又は消費設備の点検調査に係る訪問時に対面で拒否された場合のほか、消費設備の調査に係る訪問時に不在であって、連絡票を入れたにもかかわらず連絡等がない場合が挙げられる。この場合、調査又は再調査のために三回以上訪問したが、所有者又は占有者から連絡等がない場合も、調査拒否と同様の取扱いとする。なお、各都道府県及び指定都市は、保安機関に対して、一般消費者等にあらかじめ点検調査の日時を連絡したり、一般消費者等の都合が良い調査日時を設定したり、前

第34条（保安機関の業務等）関係

1. [略]
2. 第1項ただし書中「供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所に立ち入ることにつき、その所有者又は占有者の承諾を得ることができないときは、この限りでない。」としているが、料理飲食店、旅館、学校、病院その他これらに類する施設（以下「業務用施設」という。）における供給設備又は消費設備の点検調査の実施について承諾が得られない場合には、保安機関は、当該一般消費者等に係る販売事業者に対して協力を要請し、要請を受けた販売事業者は当該一般消費者等から承諾が得られるよう努めることとする。なお、引き続き当該一般消費者等が点検調査に応じない場合にあっては、保安機関は、販売事業者に対して、当該業務用施設の所在地を管轄する都道府県知事に連絡するよう促すこととする。また、当該連絡を受けた都道府県知事は、必要に応じ、当該一般消費者等に対し、供給設備又は消費設備の点検調査に応じるよう指導されたい。
3. 第1項ただし書中「所有者又は占有者の承諾を得ることができないとき」（以下3.において「調査拒否」という。）の例としては、供給設備又は消費設備の点検調査に係る訪問時に対面で拒否された場合のほか、消費設備の調査に係る訪問時に不在であって、連絡票を入れたにもかかわらず連絡等がない場合が挙げられる。この場合、調査又は再調査のために三回以上訪問したが、所有者又は占有者から連絡等がない場合も、調査拒否と同様の取扱いとする。なお、各都道府県知事は、保安機関に対して、一般消費者等にあらかじめ点検調査の日時を連絡したり、一般消費者等の都合が良い調査日時を設定したり、前回と別の曜

回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすよう指導されたい。

4. [略]
- (1)～(4) [略]

第83条（立入検査等）関係

1. 液化石油ガス販売事業者の事務所、営業所等については本条の規定によるほか、高圧ガス保安法第62条第1項の規定により、経済産業省、都道府県及び指定都市の職員は立入検査をすることができる。
これは、高圧ガス保安法は、いわば、本法の母法であり、液化石油ガス販売事業者については高圧ガス保安法も適用される（例えば、第23条、第39条等）からである。
2. [略]

[削除]

日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすよう指導されたい。

4. [略]
- (1)～(4) [略]

第83条（立入検査等）関係

1. 液化石油ガス販売事業者の事務所、営業所等については本条の規定によるほか、高圧ガス保安法第62条第1項の規定により、経済産業省及び都道府県の職員は立入検査をすることができる。
これは、高圧ガス保安法は、いわば、本法の母法であり、液化石油ガス販売事業者については高圧ガス保安法も適用される（例えば、第23条、第39条等）からである。
2. [略]

昭和42年法律第149号附則第8条（高圧ガス取締法の一部改正）関係

1. 本条は、本法と高圧ガス取締法とによる二重規則を排除し、また液化石油ガス販売事業者について高圧ガス取締法の必要条項を適用するため、高圧ガス取締法に改正を加える規定である。
2. 第6条の改正
本法第3条第1項の許可との重複を排除するためのものである。すなわち、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売の事業については、本法の許可を受ければよく、高圧ガス取締法第6条の許可は受ける必要がない。
なお、一般消費者等以外の者（工業用の消費者、最終需要者でない購入者）に対する液化石油ガスの販売の事業を営もうとするときは、本法第3条第1項の許可を受けていると否にかかわらず高圧ガス取締法第6条の許可が必要

	<p>である。</p> <p>3. <u>第15条、第16条の改正</u> <u>液化石油ガス販売事業者がその許可を受けたところに従ってする液化石油ガスの貯蔵については、高压ガス取締法の規制は行わないこととするための改正である。</u></p> <p>4. <u>第24条の改正</u> <u>消費設備の設置等の工事に対する本法との二重規制を排除するための改正である。</u></p> <p>5. <u>第29条、第30条の改正</u> <u>本法違反を販売主任者免状等の交付の欠格事由及び返納事由とするための改正である。</u></p> <p>6. <u>第37条の改正</u> <u>何人も液化石油ガス販売事業者の販売所においては火気を取り扱う等のことをしてはならないこととするための改正である。</u></p> <p>7. <u>第39条の改正</u> <u>液化石油ガス販売事業者に対し、同条の緊急措置を発動しうることとするための改正である。</u></p> <p>8. <u>第59条の9の改正</u> <u>高压ガス保安協会の会員資格者にこの法律関係の事業者等を加えるための改正である。</u></p> <p>9. <u>第59条の28～第59条の30の改正</u> <u>高压ガス保安協会の業務に、本法関係のものを追加するとともに、これに伴う規定の整備をするための改正である。</u></p> <p>10. <u>第61条～第64条の改正</u> <u>液化石油ガス販売事業者に対しても、これらの規定が適用されるようにするための改正である。</u></p> <p>11. <u>第74条の改正</u> <u>本法第87条第1項との均衡上、液化石油ガスの「充てん所」等の許可をした場合、消防機関に対し、その旨通報</u></p>
--	---

- 7 -

<p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p>	<p>することとするための改正である。</p> <p>昭和42年法律第149号附則第10条（地方税法の一部改正）関係 <u>地方税法第348条第2項第6号の3により、高压ガス取締法第6条の許可を受けた液化石油ガスの販売業者の障壁等については、固定資産税を課さないこととされているが、本法の液化石油ガス販売事業者についても同様とするための改正である。</u></p> <p>昭和53年法律第85号附則（以下「附則」という。）第1条関係 <u>1. 第1条ただし書においては、上記施行年月日の例外として第1号に規定する事項については公布の日から、第2号に規定する事項については、改正法公布の日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとし、所要の手段を行ったが、施行期日を延期したのは法の円滑な施行を配慮したためである。</u> <u>2. 第1条第2号をもって施行期日が延期される事項は次のとおり</u> <u>① 法第38条の7（液化石油ガス設備工事の作業に関する制限）</u> <u>② 法第38条の8（液化石油ガス設備士の義務）</u> <u>③ 法第38条の9（液化石油ガス設備士の講習）</u> <u>④ 法第38条の10（特定液化石油ガス設備工事事業の届出）</u> <u>⑤ 法第38条の11（施工後の表示）</u> <u>⑥ 法第38条の12（記録の保存等）</u> <u>⑦ 法第38条の13（器具の備付け）</u></p> <p>昭和53年法律第85号附則第4条関係</p>
-------------------------------------	--

- 8 -

本条においては昭和54年4月1日から附則第1条ただし書第2号に定める日までの間は改正前の第37条第1項に規定する配管設備の設置又は変更の工事については、なお、従前の例によることとされているが「従前の例による」とは、改正前の第37条第1項の規定がそのまま適用されることを意味する。

したがって、その取扱いは以下のとおりとなる。

① 監督者制度は、従前どおり存続することとなり、改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第4条の条件を満たす者に対しては、認定書の交付を行って差し支えない。

したがって認定書の交付等は、以下により行われる。

Ⅰ 第1号から第2号までの「液化石油ガスの配管設備の工事」の経験の認定及び4による認定書の交付は、次の方式により、原則として都道府県知事がするものとする。

(1) 申請の日前1年間に申請者の従事していた事業所が行った液化石油ガスの配管設備の工事に関する施工年月日、施工場所、施工従事者、規模（貯蔵能力及び当該工事にかかる配管の長さ）及び配管工事収入を事業主が明らかにした書面（以下「工事台帳」という。）に責任ある民間団体の証明書を添えて提出させること。

(2) 1年以上従事した認定の方法

イ 申請者が法第3条の許可を受けた液化石油ガス販売事業者の販売所に勤務している規則第19条第2項の規定する消費設備の調査を行う資格を有する者であつて配管設備の工事に従事する者である場合は(1)の工事台帳によって申請者が液化石油ガスの配管設備の工事を12回以上行

っていることを確認すること。

ロ イ以外の者である場合は、(1)の工事台帳によって申請が液化石油ガスの配管設備の工事を24回以上行っていることを確認すること。

(3) 2年以上従事した経験の認定の方法

(2)のイ及びロに準ずる。

(4) (2)のイ及びロにおいて「液化石油ガスの配管設備の工事」とは、貯蔵能力50kg以上の消費設備にかかる延長1m以上の気密試験の実施を伴う硬質配管の設置、増設（延長）又は変更（修理）をいうものとする。なお、液化石油ガス以外の配管設備の工事は含まない。

Ⅱ 本条の運用を適確に行うため、該当者には次の様式第1の証明書を交付し、所持させるものとする。なお、認定書の交付を受けた者であつて、その者が監督し又は自ら行った配管設備の工事が液化石油ガスの災害事故の原因となった場合のものについては、その認定書を返納させるものとする。

(表)

11cm

2.5cm

2.5cm

6.5cm

配管設備工事監督者認定書

番 号	
氏 名	
生年月日	

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第4条第 号に規定する条件に適合することを認定する。

年 月 日

認定者 印

<p>[削除]</p>	<p style="text-align: center;">(例)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">配管設備工事監督者心得</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 配管工事を行うときは、必ず本認定書を持参すること。 2. 常に液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律を守り、災害の防止に留意すること。 3. 本認定書の汚損又は紛失したときは、認定を受けた都道府県知事に届け出て再交付を受けること。 4. 本認定書の記載事項を書きなおさないこと。写真をはり替えないこと。 5. 本認定書を他人に貸したり、譲ったりしないこと。 </div> <p>② なお、監督者の資格を有している者であっても、改正法施行後は設備士でなければ法第38条の7に規定する液化石油ガス設備工事の作業に従事することができなくなるので監督者の資格を有する者であっても、法第38条の4第2項に定める液化石油ガス設備士試験に合格するか又は同項第2号に規定する講習を受講する等により設備士免状の交付を受けていることが必要である。</p> <p>昭和53年法律第85号附則第5条関係</p> <p>本条は特定液化石油ガス設備工事業業の届出が、法第38条の10の規定により「当該事業所における事業の開始の日から30日以内」とされていること、また同条の施行が附則第1条ただし書第2号の規定に基づき、改正法の公布の日から起算して3年3月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「特定日」という。)まで延期されていることとの関連において特定日に現に改正後の第38条の10第1項の特定液化石油ガス設備工事を行っている者(以下「既存事業者」という。)の事業開始日が不明確になることを回避するため同条の「事業の開始の日」を既存事業者については、特定日と定めることにより画一的に処理することとした規定で</p>
-------------	---

<p>[削除]</p>	<p>ある。</p> <p>したがって、既存事業者は特定日から10日以内に届け出ることを要し、その違反に対しては法第101条で罰金に処せられることとなっているので、都道府県においては事前に関係業界に周知し、届出に遺漏のないよう指導されたい。</p> <p>平成8年法律第14号附則第4条第4項関係</p> <p>1. 平成8年法律第14号附則第4条第4項の規定は、液化石油ガス販売事業者が、旧法において許可を受けた内容を変更することなく引き続き液化石油ガス販売事業を行う場合の経過措置であるから、保安機関としての認定を受けずに「保安業務を行うことができる」範囲は、法施行の際現に許可を受けている販売所と販売契約を締結している一般消費者等に加え、当該販売所と法施行日以降に販売契約を締結した一般消費者等も含まれる。</p> <p>2. 保安機関の認定は保安業務区分に従って受けるのであるから、液化石油ガス販売事業者が一部の保安業務区分の認定を受けた場合であっても、認定を受けていない保安業務区分の業務を行おうとする場合には、同項の規定が適用される。</p> <p>また、液化石油ガス販売事業者の許可を受けた販売所が複数であって、それぞれの販売所が保安機関の認定を受けた場合、他の販売所が認定を受けた保安業務区分にかかわらず、その販売所(事業所)で認定を受けた保安業務区分以外の保安業務については、経過措置が適用される。</p> <p>なお、認定を受けた区分については経過措置が適用されないので、当該区分における一般消費者等に係る保安業務を販売事業者として他の者に委託する場合には、委託を受ける者は保安機関でなければならない。</p> <p>(例)</p> <p>液化石油ガス販売事業者がA、B、Cの3つの販売所を</p>
-------------	---

保安機関の事業所として認定された場合							
	供給開始 時点検・ 調査	容器交換 時等供給 設備点検	定期供給 設備点検	定期消費 設備点検	周 知	緊急時対 応	緊急時連 絡
A販売所	○	○			○		
B販売所			○			○	
C販売所		○	○	○	○	○	○

この場合、A販売所はB及びC販売所の認定の状況にかかわらず、定期供給設備点検、定期消費設備調査、緊急時対応、緊急時連絡については、経過措置が適用される。また、B販売所はA及びC販売所の認定の状況にかかわらず、供給開始時点検・調査、容器交換時等供給設備点検、定期消費設備調査、周知については経過措置が適用される。なお、C販売所の供給開始時点検・調査については、すでに容器交換時等供給設備点検に関する点検のうち供給開始時に行うもの、定期供給設備点検に関する点検のうち供給開始時に行うもの、定期消費設備調査に関する調査のうち供給開始時に行う調査は、それぞれ実施できるわけであるから、供給開始時点検・調査の認定を受けていなくとも、認定を受けたものとして当該区分に関する経過措置は適用されない。

3. 液化石油ガス販売事業者が、その販売契約を締結している一般消費者等について行うべき保安業務を、業務主任者の監督の下、他の者に代行させている場合にあっても、液化石油ガス販売事業者が自ら保安業務を行う場合と同様に本項の経過措置が適用される。

4. 平成9年4月1日以降に販売所を新設し、登録の変更を行った場合には、本項の経過措置は適用されないため、当該新設した販売所に係る一般消費者等については、保安機関の認定を受けている者に保安業務を委託するか、自ら保安機関の認定を受け保安業務を実施しなければならない。

[削除]	<p>ただし、既存の販売所を廃止し、当該販売所に係る一般消費者等のすべてに従前どおり液化石油ガスを供給することができる範囲内に販売所を設置する場合は、単に販売所を移設したにすぎないので、当該販売所については経過措置が適用される。</p> <p>5. 商法第168条の4に規定される最低資本金を下回るようになったこと等のために法人から個人に移行している者で新たに許可を受けていない者は、液化石油ガス販売事業者として許可を受けた者とみなすことはできない。</p> <p>平成8年法律第14号附則第5条関係</p> <p>1. 旧法によって行われた処分及び手続等は、新法の相当規定によるものとみなすのであるから、旧法第3条第1項又は第8条第1項の許可を受けた販売施設又は特定供給設備であって、新法第36条第1項の許可の対象となるものは、新法施行時に旧法第12条の使用前検査を受けていない場合には、新法第37条の3第1項の規定による完成検査を受けなければ、当該設備等を使用することはできない。</p> <p>なお、新法第36条第1項の許可の対象とならないものについては、完成検査を受ける必要はない。</p> <p>2. 旧法第3条又は第8条の申請を受理した場合であって、平成9年3月31日までに許可を与えられない場合の取り扱いについては、新法の相当規定の処分を行うことになるので、販売事業の許可の申請については販売事業の登録に係る処分を、販売所の新設に係る許可の申請については販売事業の登録の変更の届出に係る処分を行い、特定供給設備の許可の申請については、当該設備が新法第36条第1項の許可対象設備である場合には許可に係る処分を行い、許可対象外設備である場合には行政行為は発生しないこととなる。</p>
------	---

別添2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について

第13条（都道府県又は市が処理する事務）関係

1. 第1項の規定により、供給設備に係る法第16条の第2項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務は、当該供給設備に係る販売所の所在地を管轄する都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、指定都市の長）が行うこととなる。

これは、保安の確保の実効性の観点から都道府県知事又は指定都市の長が処理する事務とするものである。

2. 第2項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長は、法第3条第1項の登録を経済産業大臣が行った液化石油ガス販売事業者及び第14条第1項の権限の委任に基づき経済産業局長及び産業保安監督部長が行った液化石油ガス販売事業者について、報告徴収の事務を行うこととなる。

3. 第3項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長は、法第3条第1項の登録を経済産業大臣が行った液化石

3. 附則第4条第5項の規定により、旧法第37条第1項の認定を受けていた者が新法第29条第1項の認定を受けたものとみなされる場合においては、本条の規定により、旧法第37条の6第1項の認可を受けた調査業務規程は新法第35条第1項前段の認可を受けた保安業務規程とみなされる。ただし、規則等の改正に伴い、業務の内容を変更する場合は、新法第35条第1項後段の変更の認可が必要である。なお、改正前の条番号を引用している部分については、新法第29条第1項の認定、新法第33条第1項の認可等を受ける際に併せて保安業務規程の変更の認可を受けることが望ましい。

別添2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令の運用及び解釈について

第13条（都道府県又は市が処理する事務）関係

1. 第1項の規定により、供給設備に係る法第16条の第2項の規定に基づく経済産業大臣の権限に属する事務は、当該供給設備に係る販売所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととなる。

これは、保安の確保の実効性の観点から都道府県知事が処理する事務とするものである。

2. 第2項の規定により、都道府県知事は、法第3条第1項の登録を経済産業大臣が行ったもの及び第14条第1項の権限の委任に基づき経済産業局長及び産業保安監督部長が行ったものについて、報告徴収の事務を行うこととなる。

3. 第3項の規定により、都道府県知事は、法第3条第1項の登録を経済産業大臣が行ったもの及び第14条第1項の

- 15 -

油ガス販売事業者及び第14条第1項の権限の委任に基づき経済産業局長及び産業保安監督部長が行った液化石油ガス販売事業者について、立入検査の事務を行うこととなる。

なお、都道府県知事又は指定都市の長は、その管轄区域内に販売所を有する液化石油ガス販売事業者に係る供給設備であれば、当該都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、指定都市の長）の管轄区域外に設置されているものについても立入検査をすることができる。

4. 第4項の規定により、都道府県知事又は指定都市の長は、法第29条第1項の認定を経済産業大臣が行った保安機関及び第14条第4項の権限の委任に基づき産業保安監督部長が行った保安機関について、報告徴収及び立入検査の事務を行うこととなる。

なお、都道府県知事又は指定都市の長は、その管轄区域内の液化石油ガス販売事業者の販売所に係る保安業務を行っている保安機関の事業所であれば、当該都道府県知事（指定都市の区域内にあっては、指定都市の長）の管轄区域外に所在地があるものについても立入検査をすることができる。

別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について

第4条（販売事業の登録申請等）関係

1. ～6. [略]

7. 様式1中、「登録番号」とは、次のとおりとする。

(1) 登録番号は、行政庁を識別する番号等と、液化石油ガス販売事業者ごとに付す番号等から構成する。

(2) 行政庁を識別する番号等の冒頭は、別表第1に対応する

権限の委任に基づき経済産業局長及び産業保安監督部長が行ったものについて、立入検査の事務を行うこととなる。

なお、都道府県知事は、その管轄区域内に販売所を有する液化石油ガス販売事業者に係る供給設備であれば、当該都道府県知事の管轄区域外に設置されているものについても立入検査をすることができる。

4. 第4項の規定により、都道府県知事は、法第29条第1項の認定を経済産業大臣が行ったもの及び第14条第4項の権限の委任に基づき産業保安監督部長が行ったものについて、報告徴収及び立入検査の事務を行うこととなる。

なお、都道府県知事は、その管轄区域内の液化石油ガス販売事業者の販売所に係る保安業務を行っている保安機関の事業所であれば、当該都道府県知事の管轄区域外に所在地があるものについても立入検査をすることができる。

別添4 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について

第4条（販売事業の登録申請等）関係

1. ～6. [略]

7. [新設]

- 16 -

<p>番号等とする。</p> <p>(3) 別表第1に対応する番号等以降は、必要に応じて任意の番号等を付す。</p> <p>(4) ただし、指定都市は、令和5年4月1日付で都道府県知事から指定都市の長へ権限が移譲されることにより、指定都市の長が登録したとみなされる液化石油ガス販売事業者に対して、指定都市の判断により、従前から付されている行政庁を識別する番号等を使用することができる。</p> <p>(5) 令和5年4月1日付で都道府県知事から指定都市の長へ権限が移譲されることに伴い、同一都道府県内の行政庁は、2以上の液化石油ガス販売事業者に対して同一の登録番号を付すことがないよう、十分関係自治体間の連絡を図られたい。</p> <p>第30条（認定の申請）関係</p> <p>1. 様式第12中「認定番号」とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 認定番号は、行政庁を識別する番号等と、保安機関ごとに付す番号等、保安業務区分に対応する記号から構成する。</p> <p>(2) 行政庁を識別する番号等の冒頭は、別表第1に対応する番号等とする。</p> <p>(3) 別表第1に対応する番号等以降は、必要に応じて任意の番号等を付す。</p> <p>(4) ただし、指定都市は、令和5年4月1日付で都道府県知事から指定都市の長へ権限が移譲されることにより、指定都市の長が認定したとみなされる保安機関に対して、指定都市の判断により、従前から付されている行政庁を識別する番号等を使用することができる。</p>	<p>第30条（認定の申請）関係</p> <p>1. 様式第12中「認定番号」とは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 認定番号は9桁とし、1桁目及び2桁目は、別表第1に対応する番号とする。</p> <p>(2) 3桁目は、「A」とする。ただし、認定業務を支庁等の長に行わせている場合など、必要に応じて「A」以外のアルファベットを用いることを妨げない。</p> <p>(3) 4桁から7桁目までは、保安機関ごとに付す番号とし、2以上の保安機関に対して同一の番号を付すことがないようにする。</p> <p>(4) 8桁目及び9桁目は、別表第2による認定をした保安業務区分に対応する記号とする。</p>
--	--

<p>(5) 保安業務区分に対応する記号は、別表第2による認定をした保安業務区分に対応する記号とする。</p> <p>(6) 令和5年4月1日付で都道府県知事から指定都市の長へ権限が移譲されることに伴い、同一都道府県内の行政庁は、2以上の保安機関に対して同一の認定番号を付すことがないよう、十分関係自治体間の連絡を図られたい。</p> <p>2. 令和5年4月1日に施行されるこの通達の改正前に定められていた、様式第12中「認定番号」とは、次のとおり。</p> <p>(1) 認定番号は9桁とし、1桁目及び2桁目は、別表第1（指定都市を除く）に対応する番号とする。</p> <p>(2) 3桁目は、「A」とする。ただし、認定業務を支庁等の長に行わせている場合など、必要に応じて「A」以外のアルファベットを用いることを妨げない。</p> <p>(3) 4桁から7桁目までは、保安機関ごとに付す番号とし、2以上の保安機関に対して同一の番号を付すことがないようにする。</p> <p>(4) 8桁目及び9桁目は、別表第2による認定をした保安業務区分に対応する記号とする。</p> <p>(5) 任意に10桁目以降を定めることは妨げない。</p> <p>第140条、第141条、第142条（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告）関係</p> <p>本規定により、令第13条第8項の規定に基づく経済産業大臣への報告は、当該都道府県又は市の区域を管轄する経済産業局長又は産業保安監督部長に対して行うこととなる。当該報告を受けた経済産業局長又は産業保安監督部長は、すみやかに経済産業大臣に報告するものとする。</p> <p>なお、令第14条第10項、第11項、第12項及び第13項の規定に基づき経済産業局長又は産業保安監督部長が経</p>	<p>(5) 任意に10桁目以降を定めることは妨げない。</p> <p>(6) [新設]</p> <p>2. [新設]</p> <p>第140条、第141条、第142条（経済産業大臣に対する都道府県知事の報告）関係</p> <p>本規定により、令第13条第8項の規定に基づく経済産業大臣への報告は、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長又は産業保安監督部長に対して行うこととなる。当該報告を受けた経済産業局長又は産業保安監督部長は、すみやかに経済産業大臣に報告するものとする。</p> <p>なお、令第14条第10項、第11項、第12項及び第13項の規定に基づき経済産業局長又は産業保安監督部長が経</p>
---	--

経済産業大臣の登録した液化石油ガス販売事業者の事業所への立入検査等を実施した場合には、本規定に準じて取り扱うものとする。

別表第1

経済産業省、産業保安監督部、都道府県又は指定都市	番号等
北海道（札幌市を除く）	01
札幌市	<u>01</u>
青森県	02
岩手県	03
宮城県（仙台市を除く）	04
仙台市	<u>04</u>
秋田県	05
山形県	06
福島県	07
茨城県	08
栃木県	09
群馬県	10
埼玉県（さいたま市を除く）	11
さいたま市	<u>11S</u>
千葉県（千葉市を除く）	12
千葉市	<u>12</u>
東京都	13
神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市を除く）	14
横浜市	<u>14H</u>

経済産業大臣の登録した販売事業所への立入検査等を実施した場合には、本規定に準じて取り扱うものとする。

別表第1

経済産業省、産業保安監督部又は都道府県	番号
北海道	01
[新設]	
青森県	02
岩手県	03
宮城県	04
[新設]	
秋田県	05
山形県	06
福島県	07
茨城県	08
栃木県	09
群馬県	10
埼玉県	11
[新設]	[新設]
千葉県	12
[新設]	[新設]
東京都	13
神奈川県	14
[新設]	[新設]

川崎市	<u>14K</u>	[新設]	[新設]
相模原市	<u>14G</u>	[新設]	[新設]
新潟県（新潟市を除く）	15	新潟県	15
新潟市	<u>15D</u>	[新設]	[新設]
富山県	16	富山県	16
石川県	17	石川県	17
福井県	18	福井県	18
山梨県	19	山梨県	19
長野県	20	長野県	20
岐阜県	21	岐阜県	21
静岡県（静岡市、浜松市を除く）	22	静岡県	22
静岡市	<u>22</u>	[新設]	[新設]
浜松市	<u>22</u>	[新設]	[新設]
愛知県（名古屋市を除く）	23	愛知県	23
名古屋市	<u>62</u>	[新設]	[新設]
三重県	24	三重県	24
滋賀県	25	滋賀県	25
京都府（京都市を除く）	26	京都府	26
京都市	<u>26</u>	[新設]	[新設]
大阪府（大阪市、堺市を除く）	27	大阪府	27
大阪市	<u>27</u>	[新設]	[新設]
堺市	<u>27</u>	[新設]	[新設]
兵庫県（神戸市を除く）	28	兵庫県	28
神戸市	<u>28</u>	[新設]	[新設]

奈良県	29	奈良県	29
和歌山県	30	和歌山県	30
鳥取県	31	鳥取県	31
島根県	32	島根県	32
岡山県（岡山市を除く）	33	岡山県	33
岡山市	33	[新設]	[新設]
広島県（広島市を除く）	34	広島県	34
広島市	70	[新設]	[新設]
山口県	35	山口県	35
徳島県	36	徳島県	36
香川県	37	香川県	37
愛媛県	38	愛媛県	38
高知県	39	高知県	39
福岡県（北九州市、福岡市を除く）	40	福岡県	40
北九州市	40KIT	[新設]	[新設]
福岡市	40FUK	[新設]	[新設]
佐賀県	41	佐賀県	41
長崎県	42	長崎県	42
熊本県（熊本市を除く）	43	熊本県	43
熊本市	80	[新設]	[新設]
大分県	44	大分県	44
宮崎県	45	宮崎県	45
鹿児島県	46	鹿児島県	46
沖縄県	47	沖縄県	47

- 21 -

経済産業省	50	経済産業省	50
関東東北産業保安監督部東北支部	51	関東東北産業保安監督部東北支部	51
関東東北産業保安監督部	52	関東東北産業保安監督部	52
中部近畿産業保安監督部	53	中部近畿産業保安監督部	53
中部近畿産業保安監督部近畿支部	54	中部近畿産業保安監督部近畿支部	54
中国四国産業保安監督部	55	中国四国産業保安監督部	55
中国四国産業保安監督部四国支部	56	中国四国産業保安監督部四国支部	56
九州産業保安監督部	57	九州産業保安監督部	57

備考 表中の [] の記載は注記である。

- 22 -

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（20210203保局第1号） 新旧対照表
 （改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に二重下線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。）

改正後	改正前
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について
制定 令和3年2月25日 20210203保局第1号 改正 令和3年6月18日 20210531保局第5号 <u>令和5年3月30日 20230320保局第1号</u> <u>令和5年3月31日 20230324保局第1号</u>	制定 令和3年2月25日 20210203保局第1号 改正 令和3年6月18日 20210531保局第5号
1. 総則 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）で定める機能性基準（規則第12条に規定する経済産業省令に定める液化石油ガスの規格、規則第14条に規定する貯蔵施設の技術上の基準、規則第16条に規定する販売の方法の基準、規則第18条、第19条、第53条及び第54条に規定する供給設備（特定供給設備を含む。）の技術上の基準、規則第44条に規定する消費設備の技術上の基準をいう。以下同じ。）への適合性評価にあたっては、個々の事例毎に判断することとなるが、別添の例示基準のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。 なお、例示基準によらない場合における基準の運用・解釈を明らかにするため、 <u>関係指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。）</u> 、都道府県、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）及びガス安全室による運用連絡会を協会におくこととする。	1. 総則 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）で定める機能性基準（規則第12条に規定する経済産業省令に定める液化石油ガスの規格、規則第14条に規定する貯蔵施設の技術上の基準、規則第16条に規定する販売の方法の基準、規則第18条、第19条、第53条及び第54条に規定する供給設備（特定供給設備を含む。）の技術上の基準、規則第44条に規定する消費設備の技術上の基準をいう。以下同じ。）への適合性評価にあたっては、個々の事例毎に判断することとなるが、別添の例示基準のとおりである場合には、当該機能性基準に適合するものとする。 なお、例示基準によらない場合における基準の運用・解釈を明らかにするため、 <u>関係都道府県、産業保安監督部、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）</u> 及びガス安全室による運用連絡会を協会におくこととする。

経済産業省

20230324保局第1号

液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る。以下同じ）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第131条第2項の運用について次のように制定する。

令和5年3月31日



経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第131条第2項の運用について

液化石油ガス保安規則（以下「液石則」という。）第93条の2、第96条（特定消費設備に係る事故に限る。以下同じ。）並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「液石法施行規則」という。）第131条第2項の運用について下記のとおり定める。

記

1. 液石則第93条の2及び第96条に規定する事故報告及び事故届の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 液石則第93条の2の規定により液化石油ガス販売事業者が行う事故情報の報告先について

特定消費設備に係る事故が発生した場合には、別表1により事故報告を行うこと。
 - (2) 液石則第93条の2及び第96条に規定する事故報告及び事故届に係る特定消費設備の種類について

事故報告及び事故届に係る特定消費設備の種類については、別表2の中から選択すること。
 - (3) その他
 - ① 液石則第93条の2の規定に基づき液化石油ガス販売事業者が当省に対して

行う事故報告の期限等について

本報告は、事故の発生及び当該事故に係る情報を直ちに当省に報告することにより、人的被害や物損被害が少ない場合でも、全国的な同様の事例調査や一般消費者等に対する注意喚起等の対応を速やかに行う必要性を判断することを主目的としているものであることから、報告事項のうち不明な点がある場合には「不明」である点を明確にした上で、直ちに報告を行うこと。

なお、当初報告時点において「不明」と報告した事項については、本報告の趣旨にかんがみ、新しい情報が入り次第、追加報告をすること。

追加報告の実施期間は、都道府県知事又は指定都市の長が当省に事故詳細を提出するまでの期間である「事故発生の日から10日」とし、その時点において、なお不明な場合においては、都道府県知事又は指定都市の長が液石則第96条の2の規定により作成する事故報告に必要な調査への対応として、都道府県知事又は指定都市の長に対し回答又は追加報告をすること。

② 液石則第96条の規定に基づき液化石油ガス販売事業者が都道府県又は指定都市に対して行う事故届の提出期限等について

本届は、事故の発生及び当該事故に係る情報を遅滞なく都道府県知事又は指定都市の長に提出することにより、二次災害の防止、当該事故原因の究明・再発防止等を図ることを主目的として実施するものであり、本届を受けた都道府県又は指定都市に対して、事故の発生後一定期間が経過した後に当省宛の事故詳細の提出を求めているものである。

このため、本届の当初提出時点において報告事項のうち不明な点がある場合には「不明」と記載の上、遅滞なく都道府県又は指定都市宛提出を行うことはやむを得ないと考えるが、本報告の趣旨にかんがみ、都道府県知事又は指定都市の長が液石則第96条の2の規定により作成する事故報告に必要な調査への対応として、都道府県知事又は指定都市の長に対し回答又は追加報告をすること。

2. 液石法施行規則第131条第2項に規定する供給開始時調査及び定期消費設備調査に係る帳簿記載事項のうち燃焼器の製造者又は輸入者の名称並びに燃焼器の型式及び製造年月について

本記載事項は、燃焼器に問題があった場合に、当該燃焼器を使用する一般消費者等に対し、的確かつ迅速に注意喚起等の対応をするために、供給開始時調査及び定期消費設備調査を踏まえ帳簿への記載を求めているものである。

長期使用の燃焼器などで、表示ラベルの欠落、刻印の摩耗等により型式の特定が困難な場合又は燃焼器の設置状況によって当該燃焼器の全部若しくは一部を取り外さないも形式の特定が困難な場合には、「不明」として帳簿に記載することもやむを得ないものとする。ただし、当該燃焼器の製造者等に照会の上、不足情報について把握することが望まれる。また、調査未実施の燃焼器との違いを明確に確認できるようにしておくこと。

なお、燃焼器の全部を取り外し、再度設置する場合には、特定ガス消費機器の

設置工事の監督に関する法律に抵触するおそれがあることに留意すること。

附 則

(施行期日)
 第一条 この規程は、令和5年4月1日から施行する。
 (経過措置)

第二条 液化石油ガス保安規則第93条の2、第96条(特定消費設備に係る事故に限る。)並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第131条第2項の運用について(平成18・12・28厚院第5号)は、令和5年3月31日をもって廃止する。

(別表1)

産業保安監督部	管轄の都道府県又は指定都市 (事故発生の都道府県又は指定都市)	事故発生時の報告先
北海道産業保安監督部	北海道、札幌市	北海道産業保安監督部 保安課
関東東北産業保安監督部	青森県、岩手県、宮城県、仙台市、秋田県、山形県、福島県 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、さいたま市、千葉県、千葉市、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、新潟県、新潟市、山梨県、長野県、静岡県、静岡市、浜松市	関東東北産業保安監督部 保安課
中部近畿産業保安監督部	富山県、石川県、岐阜県、愛知県、名古屋市、三重県	中部近畿産業保安監督部 保安課
中国四国産業保安監督部	福井県、滋賀県、京都府、京都市、大阪府、大阪市、堺市、兵庫県、神戸市、奈良県、和歌山県	中国四国産業保安監督部 保安課
	鳥取県、島根県、岡山県、岡山市、広島県、広島市、山口県	

徳島県、香川県、愛媛県、高知県	中国四国産業保安監督部四国支部 保安課
九州産業保安監督部	九州産業保安監督部 保安課
福岡県、北九州市、福岡市、佐賀県、長崎県、熊本県、熊本市、大分県、宮崎県、鹿児島県	
沖縄県	那覇産業保安監督事務所 保安監督課

(別表2)

特定消費設備の名称及び機種

名称	機種	種
燃焼器具	瞬間湯沸器	その他湯沸器
	ガスストーブ	風呂釜
	家庭用こんろ	家庭用オーブン
	家庭用炊飯器	その他家庭用
	業務用こんろ	業務用オーブン
	業務用レンジ	業務用フライヤー
	業務用炊飯器	業務用グリドル
	業務用酒かん器	業務用おでん鍋
	業務用蒸し器	業務用焼き物器
	業務用食器消毒保管庫	業務用煮沸消毒器
	業務用湯せん器	業務用めんゆで器
	業務用煮炊釜	業務用中華レンジ
	業務用食器洗浄機	業務用その他
硬質管	金属管	金属フレキシブルホース
低圧ホース	液化石油ガス用継手金具付低圧ホース	低圧ホース(その他)
ゴム管等	ゴム管(両端迅速継手あり)	ゴム管(その他)
	塩化ビニルホース(両端迅速継手あり)	塩化ビニルホース(両端ゴム継手付)
未端ガス栓	ガス栓(ホースエンド)	ガス栓(迅速継手)
	ガス栓(フレキガス栓)	ガス栓(その他)
その他	その他	

「瞬間湯沸器」、「その他湯沸器」、「ガストーブ」又は「風呂釜」の場合は、給排水方式として、「開放式」、「自然排気式」、「強制排気式」、「バランス外壁式」、「バランスチャンバ式」、「バランスダクト式」、「強制給排気式」又は「屋外式」の別を記入すること。

「その他家庭用」、「業務用その他」、「ガス栓(その他)」又は「その他」の場合は、

経済産業省

20230324保局第1号

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特別承認に関する審査等についてを次のように制定する。

令和5年3月31日



経済産業省大臣官房技術総括・保安審査部

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特別承認に関する審査等についてを制定する規程

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特別承認に関する審査等についてを別紙のとおり制定する。

附 則

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。
2. 山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特別承認に関する審査等について（内規）（平成24・05・17 原院第2号。以下「旧内規」という。）は、令和5年3月31日をもって廃止する。
3. 施行日前に旧内規に基づき特別承認を受けた液化石油ガス販売事業者及び対象となる山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に規定する経済産業大臣が認める基準については、なお従前の例による。
4. 施行日前に旧内規に基づき申請等された案件については、施行日以後、この規程により制定された別紙に基づき申請された案件であるとみなす。

具体的に名称を記入すること。
 ガス栓には、過流出安全機構及び検査孔の有無を併記すること。その他、過流出安全機構を内蔵していないガス栓の場合、検続具として安全アダプター（外挿式に限る。）の有無を併記すること。

(別紙)

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特別承認に関する審査等について

1. 適用範囲

この規程は、液化石油ガスの消費場所が、液化石油ガス販売事業者による充填容器的配送、保安機関による保安業務の実施が著しく困難な山岳地域(車両(トラック等)による容器的運搬が不可能であり、相当以上の距離を人力(背負運搬等)又は特殊な方法(ヘリコプター、ロープウェイ、ブルドーザー等)により運搬しなければならず、容器交換時供給設備点検等の保安業務を行うことが困難な山岳地域をいう。以下同じ。)にある山小屋等(山小屋、バンガロー、神社社務所等不特定多数の者が利用することが想定される液化石油ガスの消費場所をい、林業事業者等が専ら自ら使用する消費場所を除く。以下同じ。)である場合における特別承認について適用する。
なお、離島等それ以外の場合における特別承認については、当分の間、この規程を参照して、個別に審査することとする。

2. 申請の要件

申請が以下の要件のいずれにも該当する場合は、この規程に基づく特別承認に関する審査を行うものとする。
① 申請者が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「法」という。)第3条第1項の登録を受けた液化石油ガス販売事業者であること。

② 申請に係る液化石油ガスの消費場所が、液化石油ガス販売事業者による充填容器的配送、保安機関による保安業務の実施が著しく困難な山岳地域にある山小屋等であること。

3. 保安上支障がないことについての基準

申請の内容が以下に定める基準のいずれにも該当する場合は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第17条に規定する保安上支障がない場合に該当するものと認め、同条に基づく特別承認を行うものとする。
また、承認を行った場合においては、以下に定める基準を、規則第17条に規定する経済産業大臣が認める基準(法第16条第2項の基準)とする。

3-1. 山小屋等に係る保安体制についての基準

- ① 申請者から液化石油ガスを消費するために購入する者(特別承認の対象となる山小屋等に係る者に限る。以下「山小屋等消費者」という。)は、以下のいずれかの資格を有する者の中から1名以上の保安責任者を選任していること。
 - i) 規則第37条第4号に定める保安業務資格者(規則第36条第1項第2号に規定する審査員を除く。)
 - ii) 高圧ガス保安協会が行う保安業務員講習を受講し、修了証の交付を受けた者
- なお、保安責任者が他の山小屋等の保安業務を兼務する場合には、本申請に係る山小屋等及

び他の山小屋等の保安業務を確実に実施できると認められること。

② 山小屋等消費者の就業規則その他これに準ずるものにおいて、以下のことが明確にされていること。

- i) 保安責任者は、当該山小屋等の保安業務を実施し、その結果を保安機関(液化石油ガス販売事業者が自ら保安機関として保安業務を行う場合を含む。以下同じ。)に報告し、その確認を求めること。
- ii) 保安責任者は、当該山小屋等の消費設備調査の結果について、規則第131条第2項に規定する帳簿を備え、必要な事項を記載し、これを同条第5項に規定する期間保存すること。
- iii) 保安責任者は、当該山小屋等において消費設備を使用して液化石油ガスを実際に消費する者に対して、規則第27条各号に掲げる事項を周知すること。

③ 申請に係る山小屋等の消費設備の現状について、以下のいずれかが行われていること。

- i) 保安機関により、消費設備の調査(規則第37条第1号の表の上欄のロに規定する消費設備についての調査をいう。以下同じ。)が行われていること。
- ii) ①のいずれかの資格を有する者により消費設備の調査が行われており、その結果について保安機関が確認していること。

④ 山小屋等において有資格者が行う必要のある消費設備の設置又は変更の工事(※)については、当該資格者が実施することとされていること。

※例えば、法第38条の7に基づく規則第108条に規定する工事は、液化石油ガス設備士が作業を行う必要がある。

⑤ 山小屋等消費者と液化石油ガス販売事業者との間で、保安責任者から報告を受けた保安機関が、その報告内容について確認し、必要に応じて再調査等の指導を行うことについて取り決めがなされていること。

⑥ 保安責任者以外に山小屋等における保安業務を実施する者がいる場合には、当該保安業務を実施する者は、実施する保安業務の内容に応じて必要な資格(※)を有していること。

※例えば、容器交換時における規則第44条第2号イ(4)及び(6)(規則第18条第20号イに係る部分に限る。)の調査のみを行う場合には、調査員でも可。それ以外の業務については①で掲げる資格を有する者。

⑦ 保安機関は、保安責任者に対して、供給開始時及び1年に1回以上の回数で規則第27条各号に掲げる事項を記載した書類を配布し、同条各号に掲げる事項を周知することとしていること。

3-2. 販売方法についての基準

- ① 規則第16条第3号ただし書の規定にかかわらず、充填容器は、保安責任者又は3-1.⑥の保安業務を実施する者のうち必要な資格を有する者が供給管若しくは配管又は集合配管に接続す

ること。

なお、配管には、ガスの漏えいを防止する機器（一定のガス流量を検知したときに自動的にガスの供給を停止する機能を有するガスメーター、安全機構を内蔵したヒューズガス栓等の末端ガス栓等）を設置すること。

② 規則第16条第5号の規定にかかわらず、液化石油ガスの消費場所及び容器的の通過の過程で中継場所を要する場合は当該中継場所において、同号に規定する貯蔵施設が設置できない場合には、充填容器及び残ガス容器（以下「充填容器等」という。）であって供給管若しくは配管又は集合装置に接続されていないものは、特定の容器保管場所を指定し、当該容器保管場所に置くこと。ただし、容器保管場所を屋外に指定する場合には、例示基準（※）1.4に定める容器を屋内に設置する場合は講ずべき措置を講じるとともに、屋内の容器保管場所には可能な限りガス漏れ警報器を設置すること。

※液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について（2021.02.03保局第1号） 別添 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の例示基準

③ 規則第16条第13号の規定にかかわらず、液化石油ガスは計量法に規定する法定計量単位による体積又は質量により販売すること。

4. 申請、承認の手続き

4-1. 事業者からの申請

① 申請者のうち、法第3条第1項の規定に基づき経済産業大臣の登録を受けた者（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第14条第1項の規定に基づき経済産業局長及び産業保安監督部長が行った法第3条第1項の登録に係る者を除く。）からの申請は経済産業省本省が、それ以外の者からの申請は当該申請者の取引所の所在地の管轄区域に係る産業保安監督部若しくはその支部又は那覇産業保安監督事務所（以下「産業保安監督部等」という。）が、それぞれ様式第1の特則承認申請書（以下「承認申請書」という。）の提出を受けるものとする。

② 承認申請書の提出を受けた経済産業省本省又は産業保安監督部等（以下「本省等」という。）は、承認申請書について書類の不備その他不適合な点があると認めるときは、申請者に対して適合するよう指導するものとする。

4-2. 本省等による照会、確認、進達

① 承認申請書の提出を受けた本省等は、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び当該消費場所に液化石油ガスを搬送する取引所（法第3条第1項の規定に基づき本省等の登録を受けた液化石油ガス販売事業者が設置する取引所に限る。以下「最終取引所」という。）が所在する都道府県又は指定都市の担当部局に対して、様式第2により、当該申請内容について通報するとともに、追加情報がないか意見を求めるものとする。

に、追加情報がないか意見を求めるものとする。

② 承認申請書の提出を受けた産業保安監督部等は、申請内容が2.の申請要件及び3.の基準を満たすことについて確認し、様式第3により、当該申請書を経済産業省本省宛てに進達するものとする。

4-3. 経済産業省本省による審査、承認

① 経済産業省本省は、申請者から直接4-1.①の承認申請書の提出を受けた場合及び産業保安監督部等から4-2.②の進達を受けた場合は、申請内容が2.の申請要件及び3.の基準を満たすことについて審査し、これらに適合していると認められるときは、特別承認を行うものとする。

② 経済産業省本省は、申請者から直接4-1.①の承認申請書の提出を受けた場合については直接申請者に対して、産業保安監督部等から4-2.②の進達を受けた場合については当該進達を行った産業保安監督部等を通じて申請者に対して、それぞれ様式第4により承認書を交付するものとする。

また、本省等は、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終取引所が所在する都道府県又は指定都市の担当部局に対して、承認内容について通知するものとする。

③ 経済産業省本省は、申請者から直接4-1.①の承認申請書の提出を受けて承認書を交付した場合には、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終取引所が所在する都道府県又は指定都市の管轄区域に係る産業保安監督部等に対して、承認内容について通知するものとする。

4-4. 内容変更による承認の申請

① 特別承認の内容を変更しようとする申請者からの申請は、承認申請書の提出を受けた本省等が、あらかじめ、様式第5の特則承認内容変更承認申請書（以下「内容変更承認申請書」という。）の提出を受けるものとする。

② 内容変更承認申請書の提出を受けた本省等は、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終取引所が所在する都道府県又は指定都市の担当部局に対して、様式第6により、当該申請の内容について通報するとともに、追加情報がないか意見を求めるものとする。

③ 内容変更承認申請書の提出を受けた産業保安監督部等は、申請内容が2.の申請要件及び3.の基準を満たすことについて確認し、様式第7により、当該申請書を経済産業省本省宛てに進達するものとする。

④ 経済産業省本省は、申請者から直接①の内容変更承認申請書の提出を受けた場合及び産業保安

監督部等から③の進達を受けた場合は、申請内容が2.の申請要件及び3.の基準を満たすことについて審査し、これらに適合していると認められるときは、特別承認内容変更承認を行うものとする。

⑤ 経済産業省本省は、申請者から直接①の内容変更承認申請書の提出を受けた場合については直接申請者に対して、産業保安監督部等から③の進達を受けた場合については当該進達を行った産業保安監督部等を通じて申請者に対して、それぞれ様式第8により、内容変更承認書を交付するものとする。

また、本省等は、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、に申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終販売が所在する都道府県又は指定都市の担当部局に対して、承認内容について通知するものとする。

⑥ 経済産業省本省は、申請者から直接①の内容変更承認申請書の提出を受けて内容変更承認書を交付した場合には、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終販売が所在する都道府県又は指定都市の管轄区域に係る産業保安監督部等に対して、承認内容について通知するものとする。

4-5. 廃止による届出

① 特別承認を廃止しようとする申請者からの廃止の届出は、承認申請書の提出を受けた本省等が、様式第9の特別承認廃止届書（以下「廃止届書」という。）の提出を受けるものとする。

② 廃止届書の提出を受けた産業保安監督部等は、様式第10により、当該届書を経済産業省本省宛てに進達するものとする。

③ 経済産業省本省は、申請者から直接①の廃止届書の提出を受けた場合については直接、産業保安監督部等から②の進達を受けた場合については当該進達を行った産業保安監督部等を通じて、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終販売が所在する都道府県又は指定都市の担当部局に対して、それぞれ届出内容について通知するものとする。

④ 経済産業省本省は、申請者から直接①の廃止届書の提出を受けた場合には、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終販売が所在する都道府県又は指定都市の管轄区域に係る産業保安監督部等に対して、届出内容について通知するものとする。

5. 特別承認の取消し等

① 特別承認を受けた者が3.の基準のいずれかを満たしていないと認められる場合には、経済産業大臣は、法第16条第3項の規定に基づき、基準適合命令をすることができる。

② 経済産業省大臣は、特別承認を受けた者が2.の申請要件及び3.の基準のいずれかを満たし

ていないと認められる場合には、その承認を取り消すことができる。

様式第1 (4-1. ①関係)

<input type="checkbox"/> 整理番号	年 月 日
<input type="checkbox"/> 審査結果	
<input type="checkbox"/> 受理年月日	
<input type="checkbox"/> 登録番号	

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
施行規則第17条の規定に基づく特別承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名
住 所
販売事業者登録番号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第17条の規定により規則第16条第3号、第5号及び第13号に係る特別承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1. 山小屋等に液化石油ガスを購入する販売所及び保安業務を行う保安機関

(1) 販売所の名称、所在地及び加入保険の状況

名称	所在地	加入保険の状況
		<input type="checkbox"/> LPGガス販売事業者賠償責任保険 <input type="checkbox"/> その他 ()

(2) 保安機関の名称、認定番号、所在地、実施する保安業務区分及び加入保険の状況

名称 (担当事業所名)	認定番号	所在地 (担当事業所所在地)	実施する保安業務区分
		加入保険の状況	
		<input type="checkbox"/> LPGガス受許認定保安機関賠償責任保険 <input type="checkbox"/> LPGガス販売事業者賠償責任保険 <input type="checkbox"/> その他 ()	

<input type="checkbox"/> LPGガス受許認定保安機関賠償責任保険	
<input type="checkbox"/> LPGガス販売事業者賠償責任保険	
<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> LPGガス受許認定保安機関賠償責任保険	
<input type="checkbox"/> LPGガス販売事業者賠償責任保険	
<input type="checkbox"/> その他 ()	

II. 消費者に関する事項

(1) 液化石油ガス の供給を受ける消費者 (山小屋等消費者)	①氏名又は名称及び 法人にあっては代表 者の氏名				
	②住 所				
	③従業員数	<input type="checkbox"/> 人			
	④収容可能人数	<input type="checkbox"/> 人			
	⑤販売方法	<input type="checkbox"/> 質量販売 <input type="checkbox"/> 体積販売			
	⑥1年間における開 業期間	毎年〇月〇日から〇月〇日まで			
	⑦使用消費機器名称 及び台数				
	⑧直近1年間のガス 消費量	〇kg容器×〇本=〇kg			
	⑨直近1年間におけ る月間消費量	〇月：〇kg容器×〇本=〇kg 〇月：〇kg容器×〇本=〇kg 〇月：〇kg容器×〇本=〇kg			
	⑩直近1年間の配送 回数	週〇回 (〇kg容器〇本/回) × 〇週=〇回			
(2) 特別承認を必 要とする理由 (2. ②関係)					
(3) 容器の運搬方 法 (2. ②関係)					
(※) 欄は販売事 業者、保安機関以 外の第三者が加入 している場合に保	名称等	運搬手段	運搬者の名称・所属 する団体名等	保険の加入状 況 (※)	運搬時間 (分)
	↓				
	↓				

構造 設備 容器を屋内に設置する場合に 講ずべき措置（例示基準1 4）の状況 ガス漏れ警報器の設置状況 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 消費設備の設置又は変更の工 事を実施する者の氏名及び資 格（3-1. ④関係）	②中継場所 所在地 面積 位置 構造 設備 容器を屋内に設置する場合に 講ずべき措置（例示基準1 4）の状況 ガス漏れ警報器の設置状況 <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 消費設備の設置又は変更の工 事を実施する者の氏名及び資 格（3-1. ④関係）
(9) 就業規則その 他これに準ずるも のにおける3- 1. ②に係る記述 (3-1. ②関 係) (10) 山小屋等消費 者と液化石油ガス 販売事業者との間 における再調査の 取り決め(3- 1. ⑤関係)	(9) 就業規則その他これに準ずるものの写しを添付すること。 (10) 山小屋等消費者と液化石油ガス販売事業者との間における再調査の取り決め(3-1. ⑤関係)の写しを添付すること。

【記載注意】

1. 特別承認を受けようとする取組所に係る消費者が二以上ある場合には、消費者ごとに申請書を作成し、申請すること。また、記載欄が不足する場合は欄を追加し記載すること。
2. 1. (1) の「取組所の名称、所在地及び保険の加入状況」の欄には、当該申請者である液化石

氏名 資格 業務内容 他的小屋等と の兼務状況 兼務でも保安 確保ができる 理由	氏名 資格 氏名 資格 業務内容	規則第37条第 1号の表の上欄 の実施者の所 属及び氏名 (1) (2) (3)	直近の調査 実施年月日	消費設備調査 の実施者の所 属及び氏名 (1) (2) (3)	消費設備調査の確認 方法
(4) 保安責任者及 びその業務内容 (3-1. ①関係)	(5) 保安責任者以 外の保安業務を 実施する者及び その業務内容 (3-1. ①及び ⑥関係)	(6) 消費設備調査 の実施者及び確 認方法等 (3-1. ③関係)	(7) 加入している 保険の種類	(8) 貯蔵施設等 (3-2. ②関係)	貯蔵施設等の所在地、面積、位置、構造、設備等
①消費場所 所在地 面積 位置					

油ガス販売事業者が、当該申請に係る消費場所に係る石油ガスを配送（配送業務を第三者に委託する場合を含む。）する最終配管の名称及び所在地を記載し、その事業所が保険に加入しているものにレ点を付すこと。

3. I. (2)の「保安機関の名称、認定番号、所在地及び実施する保安業務区分及び保険の加入状況」については、当該申請に係る消費者の保安業務を実施する保安機関について記載するとともに、担当事業所の事業所名、所在地及び実施している保安業務区分（1号～7号）について記載し、その事業所が保険に加入しているものにレ点を付すこと。

4. II. (2)の「特別承認を必要とする理由」の欄には、特別承認を必要とする理由、例えば「消費設備が容器と配管とを接続するには極めて困難な位置にあるため」等を記載すること。

5. II. (3)の「容器の運搬方法」の記載について、「名称等」の欄には、「名称等」の欄には、充満容器を運ぶ方法（ヘリコプター、ロープウェー等）を記載すること。「運搬手段」の欄には、充満容器を運ぶ方法（ヘリコプター、ロープウェー等）を記載すること。

「運搬者の名称・所属する団体名等」の欄には、当該ヘリコプター又はロープウェー等を保有する会社名を、入力等を使用しかつ当該運搬者が団体に所属している場合は当該団体名を記載すること。なお、入力等を使用し当該運搬者が団体に属していない場合にはその旨を記載し、当該運搬者の氏名は記載する必要はない。「運搬時間」の欄には、それぞれの運搬手段に要する時間を記載すること。

6. II. (4)の「保安責任者及びその業務内容」の欄に「氏名」の欄には、山小屋等消費者が選任した保安責任者の氏名を、「資格」の欄には、その者の有する資格を、「業務内容」の欄には、保安責任者が行う保安業務を、それぞれ記載すること。「他の山小屋等との兼務状況」の欄には、II (1)のXに記載した山小屋等以外の山小屋等の保安責任者に選任されている場合にその名称を記入し、兼務しても保安業務が確実に実施できる理由を記載すること。

7. II. (5)の「保安責任者以外の保安業務を実施する者及びその業務内容」の欄には、保安責任者以外に保安業務を実施する者がいる場合、II. (4)と同様に記載すること。「業務内容」の欄には、保安責任者以外の保安業務を実施する者が行う保安業務を記載すること。例えば「最終中継地から消費設備までの容器の移動又はその監督」、「容器を配管に接続すること」、「規則第16条各号（第3号及び第13号を除く。）に規定する基準を維持するための業務」等を記載すること。

8. II. (6)の「消費設備調査の実施者及び確認方法等」の欄には、当該申請に係る消費設備について、規則第37条に規定する調査の実施者の所属・氏名、直近の調査の実施年月日及びその確認方法を当該各欄に記載すること。

9. II. (8)の「貯蔵施設等」の欄中、「①消費場所」及び「②中継場所」の欄には設置しようとする貯蔵施設又は容器保管場所の所在地、面積、位置、構造、設備、容器を屋内に設置する場合は講ずべき措置の状況、ガス漏れ警報器の設置状況、消費設備の設置又は変更の工事を実施する者の氏名及び資格を当該各欄に記載すること。ただし、位置、構造及び設備については容器の接続状況等の内容が確認できる図面に代えることができる。

なお、「消費場所」とは当該申請に係る消費者が消費設備を設置している場所を、「中継場所」とは運搬手段が変更される場所をいう。

〔添付書類〕

申請書には、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 消費場所の位置（他の施設との関係位置を含む）及び付近の状況を示す図面
 (2) 消費場所及び中継場所・貯蔵施設等を設置する場合には当該貯蔵施設等の位置、構造、設備及び付近の状況を示す図面。

(3) 保険に関する書面であって、次に掲げるもの。

① L Pガス販売事業者が充満容器等第三者に委託して配送することを証する書面の写し。
 ② 当該申請者が充満容器等を第三者に委託して配送する場合は、当該配送に係る業務の委託に関する契約が締結され、かつ、当該第三者がL Pガス配送事業者が賠償責任保険等に加入していることを証する書面の写し。

(4) 保安責任者の資格及び保安責任者以外に保安業務を実施する者がいる場合にはその者の資格を証する書面の写し。また、保安責任者が当該消費場所の他の山小屋等の保安業務を兼務する場合には、兼務する山小屋等に係る特別承認申請書の写し及び承認書（承認を受けている場合に限る。）の写し。

(5) 保安責任者が行った保安業務の内容について当該申請者が確認することが明確になっていることを証する書面の写し。

(7) 消費設備調査の結果を記した規則第131条第2項の規定による帳簿の写し及び保安機関が確認した旨の確認書の写し。

様式第2 (4-2. ①関係)

年 月 日

都道府県担当部長課長又は指定都市担当部長 殿

経済産業省 産業保安グループガス安全室長
又は 産業保安監督部等担当課長

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づき、申請者について(20230324保局第1号)に基づき、〇年〇月〇日付けをもって液化石油ガス販売事業者〇〇から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づき特別承認申請がありましたので、同規程に基づき、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終販売所が所在する都道府県又は指定都市の担当部長に對して、通知いたします。

つきましては、同申請の審査に際して、追加情報、御意見等ございましたら、〇月〇日まで(郵信日から1週間後を目途)に御連絡いただきますようお願いいたします。

14

様式第3 (4-2. ②関係)

年 月 日

産業保安グループガス安全室長 殿

産業保安監督部等担当課長

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づき特別承認に係る審査等について(20230324保局第1号)に基づき、〇年〇月〇日付けをもって液化石油ガス販売事業者〇〇から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づき特別承認申請がありました。

当該申請について、同規程に基づき内容を確認した結果、同規程に規定する申請要件及び基準を満たすことを確認しましたので、同規程に基づき進達します。

なお、同規程に基づき、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所が所在する都道府県又は指定都市及び最終販売所が所在する都道府県又は指定都市の担当部長に對し通報し、追加情報の有無を確認(意見照会)した結果、別添2のとおり連絡がありました(意見がなかった)ことを申し添えます。

15

様式第4 (4-3. ②関係)

番 号
年 月 日

申請事業者 殿

経済産業大臣 名

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特別承認について

年月日付をもちて申請のあった件については、山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特別承認に関する審査等について定める基準を液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に規定する経済産業大臣が定める基準とし、承認します。

なお、下記事項について変更する場合には、あらかじめ、特別承認内容変更承認申請書を提出し、承認を受けて下さい。また、当該承認の廃止を求める場合には、速やかに廃止の事由を記載の上、届け出て下さい。

記

特別承認申請書に記載されているⅡ. 消費者に関する事項のうち、

- ・ (1) 液化石油ガスの供給を受ける消費者 (山小屋等消費者)
注：山小屋等消費者の名称及び所有者が変更になった場合
- ・ (3) 容器の運搬方法
- ・ (4) 保安責任者及びその業務内容
注：保安責任者の氏名、資格又は業務内容が変更になった場合
- ・ (5) 保安責任者以外の保安業務を実施する者及びその業務内容
注：保安業務を実施する者の氏名、資格又は業務内容が変更になった場合
- ・ (8) 貯蔵施設等
- ・ (9) 就業規則その他これに準ずるものにおける3-1. ②に係る記述
- ・ (10) 山小屋等消費者と液化石油ガス販売事業者との間における円滑性の取り決め

様式第5 (4-4. ①関係)

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名
住 所
販売事業者登録番号

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特別承認申請書

年月日付をもちて承認のありました内容について、以下のとおり変更承認を受けたいので、次のとおり申請します。

(変更の理由)

(変更の内容)

(様式第4の特別承認書 (過去の様式第8の特別承認内容変更承認書を含む。) 及び申請時の様式第1の特別承認申請書 (過去の様式第5の特別承認内容変更承認申請書を含む。) の写しを添付すること。)

様式第6 (4-4. ②関係)

都道府県担当部長課長又は指定都市担当部長課長 殿

年 月 日

経済産業省 産業保安グループガス安全室長
又は、産業保安監督部等担当課長

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づき特則承認内容変更承認に係る意見照会について

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づき特則承認に関する審査等について(20230324保局第1号)に基づき、〇年〇月〇日付けをもって液化石油ガス販売事業者〇〇から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づき特則承認内容変更承認申請がありまして、同規程に基づき、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所在する都道府県又は指定都市及び最終販売場所在する都道府県又は指定都市の担当部局に対して、通報いたします。

つきましては、同申請の審査に際して、追加情報、御意見等ございましたら、〇月〇日まで(発言日から1週間後を目途)に御連絡いただきますようお願いいたします。

様式第7 (4-4. ③関係)

産業保安グループガス安全室長 殿

年 月 日

産業保安監督部等担当課長

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づき特則承認内容変更承認に係る進達について

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づき特則承認に関する審査等について(20230324保局第1号)に基づき、〇年〇月〇日付けをもって液化石油ガス販売事業者〇〇から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づき特則承認内容変更承認申請がありました。

当該申請について、同規程に基づき内容を確認した結果、同規程に規定する申請要件及び基準を満たすことを確認しましたので、同規程に基づき進達します。

なお、同規程に基づき、申請者について法第3条第1項の登録を行った都道府県又は指定都市、申請に係る消費場所在する都道府県又は指定都市及び最終販売場所在する都道府県又は指定都市の担当部局に対して通報し、追加情報の有無を確認(意見照会)した結果、別添2のとおり連絡がありました(意見がなかった)ことを申し添えます。

様式第8 (4-4. ⑤関係)

番 号
年 月 日

申請事業者 殿

経済産業大臣 名

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特別承認内容変更承認について

年 月 日付けをもって申請のあった件については、山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特別承認に関する審査等について定める基準を液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に規定する経済産業大臣が定める基準とし、承認します。

なお、下記事項について変更する場合は、あらかじめ、承認内容変更承認申請書を提出して、承認を受けて下さい。また、当該承認の廃止を求める場合には、速やかに廃止の事由を記載の上、届け出て下さい。

記

特別承認申請書に記載されているⅡ. 消費者に関する事項のうち、

- ・ (1) 液化石油ガスの供給を受ける消費者 (山小屋等消費者)
注：山小屋等消費者の名称及び所有者が変更になった場合
- ・ (3) 容器の運搬方法
- ・ (4) 保安責任者及びその業務内容
注：保安責任者の氏名、資格又は業務内容が変更になった場合
- ・ (5) 保安責任者以外の保安業務を実施する者及びその業務内容
注：保安業務を実施する者の氏名、資格又は業務内容が変更になった場合
- ・ (8) 貯蔵施設等
- ・ (9) 就業規則その他これに準ずるものにおける3-1. ②に係る記述
- ・ (10) 山小屋等消費者と液化石油ガス販売事業者との間における再調査の取り決め

様式第9 (4-5. ①関係)

番 号
年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名又は名称及び
法人にあっては
その代表者の氏名
住 所
販売事業者登録番号

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特別承認廃止届書

年 月 日付け をもって承認のありました内容について、以下のとおり廃止したので、届け出ます。

(廃止の理由)

(様式第4の特別承認書 (過去の様式第8の特別承認内容変更承認申請書を含む。) 及び申請時の様式第1の特別承認申請書 (過去の様式第5の特別承認内容変更承認申請書を含む。) の写しを添付すること。)

様式第10(4-5. ②関係)

年 月 日

産業保安グループガス安全室長 殿

産業保安監督部等担当課長

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特別承認廃止届出に係る進捗について

山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条の規定に基づく特別承認に関する審査等について(20230324保局第1号)に基づき、〇年〇月〇日付けをもって液化石油ガス販売事業者〇〇から別添1のとおり山小屋等に係る液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づく特別承認廃止届書の提出がありましたので、同規程に基づき進捗します。

2 参考資料

ガス警報器工業会から、「2023年度ガス警報器リメイク運動」の一環として「2023年度 設置・交換運動実施中！」のポスターが発行されました。

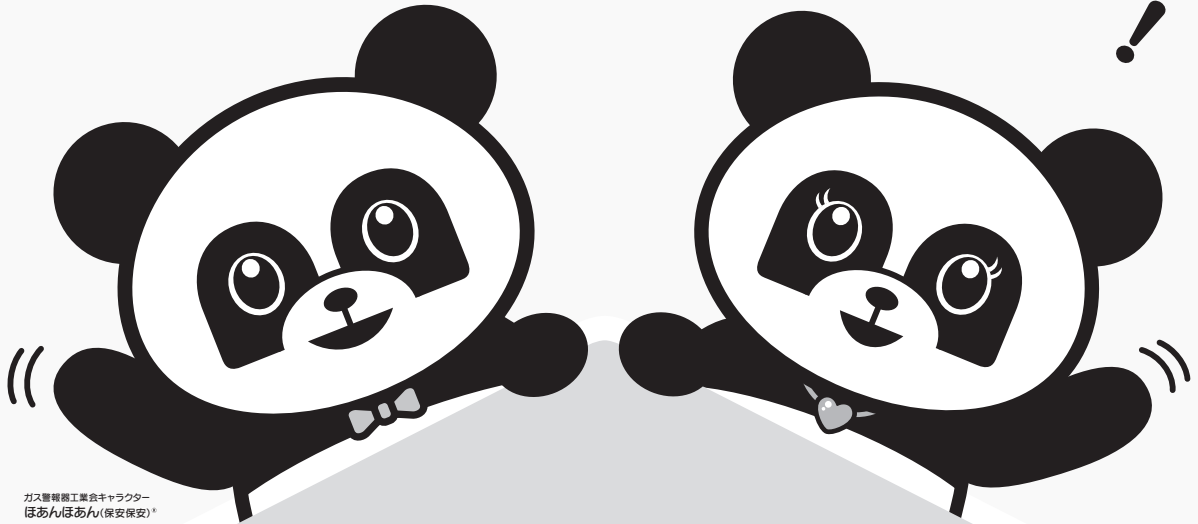
LPガス警報器の設置率向上を図ることによりLPガス事故の減少に寄与することを目的に、新たなガス警報器の設置促進運動を「リメイク運動」と称し運動を展開しているものです。

ポスターでは、ガス警報器工業会のキャラクター「ほあんほあん（保安保安）」を用い、ガス警報器、住宅用火災・CO警報器の交換期限（5年）を過ぎた機器の交換を呼び掛けています。

2023年度

設置・交換運動

実施中!



ガス警報器工業会キャラクター
ほあんほあん(保安保安)

ガス漏れ事故から
みんなを守る



ガス警報器

火災やCO事故から
家族を守る



住宅用火災・
CO警報器

お問い合わせはLPガス販売店へ

※警報器の形状はメーカーや機種によって異なります。
※住宅用火災・CO警報器(居室用)は10年交換期限の製品もございます。

ご存じ
ですか?

ガス警報器の交換期限は5年



ガス警報器工業会
<http://www.gkk.gr.jp>

主催

(一社)全国LPガス協会/高圧ガス保安協会
ガス警報器工業会

後援

経済産業省/総務省消防庁/主婦連合会
全国女性団体連絡協議会/LPガス安全委員会

詳しく知りたい方は
こちらからアクセス!



ご存じですか？

ガス警報器の交換期限は5年



毎日に
安心を。

ガス漏れ事故から
みんなを守る



ガス警報器

火災やCO事故から
家族を守る



住宅用火災・
CO警報器

ガス警報器工業会キャラクター
ほあんほあん(保安保安)*

お問い合わせはLPガス販売店へ

※警報器の形状はメーカーや機種によって異なります。
※住宅用火災・CO警報器(居室用)は10年交換期限の製品もございます。

2023年度

設置・交換運動実施中!



ガス警報器工業会
<http://www.gkk.gr.jp>

主催

(一社) 全国LPガス協会/高圧ガス保安協会
ガス警報器工業会

後援

経済産業省/総務省消防庁/主婦連合会
全国女性団体連絡協議会/LPガス安全委員会

詳しく知りたい方は
こちらからアクセス!



L Pガス保安優良事業者を訪ねて

今回は神奈川県相模原市に本社を置く「有限会社細谷達司商店」を訪れ、細谷和久代表取締役社長にお話を伺いました。

訪問先

有限会社細谷達司商店



細谷 和久
代表取締役社長

「まちのあきんど」として、保安に労力惜しまず

(編)：御社はL Pガス販売のみならず、酒類の販売やコンビニも経営も手がけ、地域に強く密着しています。

細谷：当社は昭和43年に設立しましたが、当初はいわゆる「まちのよろず屋」で、44年に酒類の販売を、48年にL Pガスの販売を開始しました。後に始めたコンビニ事業は、ファミリーマートとフランチャイズ契約を結び、平成2年に分社化しました。L Pガス、コンビニ事業、外商が当社の3本柱です。

神奈川県L Pガス協会の高橋宏昌会長が「まちのあきんどとして、地域密着で『まちの行灯』たれ」と協会員に呼びかけていますが、当社はまさに「まちのあきんど」ですね。幼少時に、父の細谷達司会長（前社長）がガス管工事をしていたので見た記憶があります。

(編)：相模原市大野台で生まれ育った細谷社長が、「まちのあきんど」になるまでの経緯を教えてください。

細谷：父が昭和54年に市議員に立候補したため、当時大学生だった私は20歳で家業を継ぐことになりました。当時は一

部のお客さまに自社配送をやっていたので、私も8年ほど、上溝方面のお客さまを担当し、容器を替えながら検針もしました。当時は酒類販売が忙しくて、除夜の鐘が鳴っていても配達していました。今は酒ではなく、恵方巻きの配達が忙しくなっています。ファミリーマート細谷大野台店は、県内のファミリーマートでも3位に入るほど恵方巻きを販売しているので、節分はL Pガス事業のスタッフも配達を手伝っています。L Pガスのお客さまにも恵方巻きキャンペーンを周知していて、正月が明けて、キャンペーンが終わってはじめて年明けを実感できます。

(編)：今でも、よろず屋として、地元の人たちに必要とされていますね。

細谷：大野台周辺は都市ガスエリアで、年々L Pガス利用者が減っていますから、なおさら「まちのあきんど」でないといけない。当社顧客でも都市ガスに切り替えた方がいますが、住設機器販売などを通じてつながりは絶やさないようにしています。外壁塗装、屋根の葺き替

え工事なども今は請け負うようにしています。引き合いを得ていて、福島県の方からも相談がありました。お客さまが困っていることは惜しまず対応しようと決めています。受注した以上は責任を持ってしっかりやります。

(編)：LPガスの保安も同じですね。

細谷：「保安なくしてガス屋はない」と考えています。疎かにしてはいけないのが保安です。細谷達司会長の「お客さまに必要とされる以上、しっかりやる」という教えを守っています。

また、LPガス容器の貸し出しも、当社ではずっと行っています。貸し出し用の容器は約40本、業務用コンロは約30本準備しています。

(編)：新型コロナ規制も緩和され、イベント需要が回復しています。

細谷：お客さまからキッチンカーを始めたいという要望を受けることもあり、30分圏内で急行できるエリアに限定して対応しています。車両の改造工事を手がける機会も増えています。



キッチンカーの改造工事も手がける

(編)：顧客に必要とされる以上は、しっかりやるというわけですね。ところで、相模原は市内を相模川、鳩川、道保川、境川が流れ、水害も想定されます。容器流出防止対策はいかがでしょうか。

細谷：ハザードマップで水害リスクが予測される地域では、容器流出防止のためにチェーン等の二重掛けを徹底しています。それ以外は二重掛けこそしていないものの、すべて保安ベルト掛けに変更しました。

(編)：保安活動や顧客への周知について、苦労されていることはありますか。

細谷：連絡がつかないお客さまへの対応ですね。家の外は点検できても、中は立ち合いなしでは点検できないので苦労します。日曜日の点検の場合は、社員を休ませないといけないので、自分でやるようにしています。

LPWA集中監視は、平成27年に国の構造改善推進事業補助金の交付を受けて設置を進めました。LPWA端末を設置しているお客さまは、なにかあれば対応ができます。当社は集合住宅にはLPWAを導入していますが、戸建てには設置しない方針にしています。戸建ては検針員が月に1回訪問するようしています。顔を合わせることで、お客さまの様子がわかりますので、「そろそろ外壁塗装が必要かな」などと気づいたら、ご提案するようにしています。

(編)：集合住宅の場合は、検針で訪問しても自宅にいないことが多いですから、お客さまの困り事も聞き出せません。

細谷：聞けたとしても、管理会社を通さないとはいけませんから簡単には仕事を受けることができません。また、当社は検針員

を5人体制で回していますが、そのうち2人は点検調査員の免許を取得してもらって点検も担当させようと考えています。私自身も月に1回、検針で2日間かけて秦野市と横浜市戸塚区、相模原市鳥

屋エリアを回っていて、お客さまからいろいろな情報を教えてもらうこともあります。覚えのないガス点検の訪問を受けることになっている、ということも耳にします。

期限管理と埋設管点検、保安周知を徹底

(編)：LPGガス業界全体の保安に対するお考えを聞かせてください。消費者に起因する事故はかつてに比べて減少しているようですが、いかがでしょうか。

細谷：マイコンメーターの普及もありますし、コンロなどガス器具の進化も要因として挙げられますね。Siセンサーコンロなど安全装置が付いたコンロや、燃焼器用のゴムホースの普及もあって、減っているのだと思います。ただ、一時期、ビルトインコンロのグリル火災の事例を聞いたことがあり、消費者にはグリル皿掃除の必要性を周知する必要があります。LPGガス業界全体の保安レベルアップのみならず、安全に関するお客さまへの周知も必要だと考えています。

(編)：保安への具体的な取り組みについてはいかがでしょうか。

細谷：期限管理はより丁寧にやっていく必要があると考えます。また、地震が多いことも考えると、調整器は張力式が必須です。可能であれば、集合住宅は容器1本にチェーン等のダブル掛けをしたいところです。そして、年に1回、お客さまに保安に関する通知をすることも大事です。2年に1回でも良いのですが、1年に1回、特に冬場に注意を喚起するべきだと思います。

(編)：業界だけでなく、お客さまサイドの保

安向上も併せて行っていくということですね。

細谷：メーターの復帰操作を教えたとしても、お客さまは怖いからと言って敬遠しがちです。その場合は、訪問してしっかり対応することが大切です。あと、頭を悩ませているのが、「LPGガス容器の周囲2m以内は火気厳禁」というルールです。最近では隣近所で関係が薄く、住民同士が話し合って調整することが難しくなっています。隣に建った新築が考慮してくれないのであれば、容器を移設するか、防護板を付けるかで対応する必要があります。労力とコストがかかります。責任を持って対応しますが、頭の痛い問題です。

(編)：保安には費用がかかる。

細谷：例えば、当社では特別支援教育を必要とする児童向けの小学校設備にLPGガスを供給していますが、年によって設備が使われないこともあります。仮に10年間設備が使われなくて使用量がゼロでも、10年経ったらメーターを取り替えないといけない。調整器や警報器も交換する必要があります。費用は当社が負担しますが、保安を徹底するには、労力とコストがかかるということです。

(編)：4月から相模原市では、液化石油ガス法に係わる事務・権限が市消防局に移譲されます。

細谷：私は神奈川県L Pガス協会の副会長でもあるので、今後の立入検査についての情報交換を消防局と行うことになっていきます。消防局に移譲されることで、チェックも細くなるだろうと予想します。期限管理と埋設管点検をよりしっかりと行っていく必要があります。

(編)：県協会の副会長として、どのような取り組みに力を入れていますか。

細谷：現在は、無償貸与・無償配管問題に取り組んでいます。賃貸集合住宅物件へ無償貸与することは、借家人の負担につながりかねず、フェアではありません。取引の適正化を図るためにも、過剰な無償貸与を誘引するような管理会社への対応策を検討しています。業界全体で姿勢を正していかないと、L Pガス販売店は魅

力を失っていきます。

(編)：最後に座右の銘を教えてください。

細谷：アメリカンフットボールをやっていたのですが、ラグビーの合言葉「One for all, All for one」です。会員あつての県協会だという意識で、協会活動に取り組んでいます。会員の声をできるだけ汲みとろうと考えています。近年、跡取りがいなくなって、廃業せざるを得ないL Pガス販売店も出てきています。苦しんでいる会員の声は聞かないといけない。自治体と災害協定を結んでいても、対応できる販売店がないという事態が起きてしまうことになりかねません。だから、「一人はみんなのために、みんなは一人のために」を大事にしています。

細谷和久社長は、44年もの間、L Pガス業界に携わっている。「まちのあきんど」として地域住民の生活を支えるため保安の向上を図る細谷社長は、集中監視の普及と検針員による密な関係構築という2つの施策を使い分ける。費用と労力がかかれど、保安は徹底せねばならないという細谷社長の話からは、「まちのあきんど」としての矜持が感じられた。L Pガス事業に欠かせない姿勢は「惜しまず対応する」であることを再認識させられた。

(基本情報)

社 名： 有限会社細谷達司商店
 所 在 地： 神奈川県相模原市南区
 大野台2-25-3
 創 立： 昭和43年(1968年) 7月
 代 表 者： 代表取締役社長 細谷和久
 事業内容： L Pガス・灯油・木炭・練炭・豆炭の販売、酒・米穀販売、コンビニ経営、タバコ・食料品などの販売



LPガス保安優良事業者を訪ねて

今回は鹿児島県内に8営業所・3出張所を構え、県内全域をカバーする鹿児島市の「日米礦油株式会社鹿児島支店」を訪問し、木佐貫博取締役支店長と松山哲也保安設備課長にお話を伺いました。

訪問先

日米礦油株式会社鹿児島支店



木佐貫 博
取締役支店長

保安レベル平準化、ガス漏れ警報器設置に注力

(編)：御社は石油の総合商社として本社を大阪に構え、全国で事業を展開されています。LPガスの販売拠点は九州では鹿児島県のみですか。

木佐貫：LPガスは大阪と鹿児島で扱っています。鹿児島支店の管轄で直売が1万件ほどありますが、もともとは卸専業で直売は行っていませんでした。直売の成り立ちは、多くは廃業した販売店を引き受けるかたちで拡大してきました。営業所も以前は卸がメインでしたが、どちらかというと直売の割合が多いところが増えています。

(編)：引き受けた販売店によって、保安のやり方はかなり異なっていたのではありませんか。

松山：相当まちまちでした。販売店によって保安レベルに差があり、ある程度整えるまでに時間がかかりました。われわれが卸元として指導不足だった面もあったと思います。

木佐貫：「保安が先、利益は後からついてくる」がモットーです。点検が少しでも遅れると本社から厳しく指摘されます。ガ

スの拠点が鹿児島と大阪にあるので、経済産業省本省の所管となっています。LPガス部門はBS部といい、「業務主任者会議」を年3回、「保安向上推進委員会」という社長や会長まで加わったミーティングを年2回開いています。全管理職が招集され、営業面を含めて現状をすべて報告します。業務主任者会議は他の支店や関係会社もすべて含めます。グループのそれぞれの拠点の中身をわれわれも知り、われわれの状況を他の拠点のメンバーが知ることにもなります。

松山：業務主任者会議

では、保安の格付けを行います。保安査察はBS部が主催し、全26拠点を査察します。

「ランクA」は最優良で90点以上、松山哲也保安設備課長「ランクB」は優良で80点以上、「ランクC」は要改善で70点以上というように格付けしています。販売店を引き継いだ時点で、本来は保安点検の遅れなどあってはいけないの



ですが、優先していても間に合わないことがあります。

木佐貫：また、保安について解釈の違いを指摘されることもあります。営業担当や点検した者が自分は正しいと思っけていても、実は解釈が違っていて、それが減点対象になる。期限切れはほぼなくなりました。保安課で全部閲覧できるので、どこかの拠点で期限切れがあった場合は、直ちに担当に問い合わせさせて改善報告を出すよう指示しています。

松山：今年度の安全管理委員会スローガンは「安全なくして安心なし・安心なくして信頼なし・信頼なくして永続なし・永続なくして利益なし」の順守と励行です。毎年スローガンを掲げながら、全社員が安全管理に高い意識を持ち、事故撲滅を図る方針を出しています。

木佐貫：その一環として、先に述べた保安査察のチェックが入ってくるかたちです。毎年、保安機器の予算化を行います。パソコン上で期限管理ができていますので本社がチェックしています。少ないと当然その説明を求められます。

(編)：保安業務で特に重きを置いている取り組みはありますか。

松山：現在注力しているのは、ガス漏れ警報器の一般家庭への設置推進です。3カ年計画で最終年度末に80%設置を目指しています。スタート当初の設置率は20%で、1年目40%、2年目60%と、ここまで計画通りに設置率を上げてきました。設置率が上がると設置戸数が伸び悩んできます。今後どれだけ一般家庭に周知していくかが課題ですが、たとえ最終年度末で80%に届かなくても、次の四半期で必ず達成させるというように弾力的に取り組んでいます。

高齢者世帯が多く、義務として設置していた記憶を持つ方もあり、中には警報器がないとかえって不安という方もいます。離れて暮らすお子さんが設置を勧めるケースもありますが、それでも全顧客に設置するのは難しい。しかし警報器のおかげで事故が防げたという事例が現実にあるので、高齢者を優先しながら80%設置を目指しています。

自主保安を推進、LPWA早期普及を目指す

(編)：保安の消費者への周知はどのように行っていますか。

松山：ガスの安全な使い方を掲載したカレンダーを、得意先全戸に漏れなく年1回配布しています。定期点検の際は保安のパンフレットを持参して配っています。10年を超える経年機器は特に念入りに点検しますが、安全のため必ず買い替えを勧めています。

木佐貫：保安点検はすべて自社で行っています。警報器を付けたことで安心感を持ってもらえています。高齢者が多いので、

「警報器が鳴ったら直ちに連絡をください」「それ以外でも何か不安があったら声をかけてください」と呼びかけています。

また、販売店から引き継いで直売部門を拡大してきたので、お客さまからするとガス屋さんの名前が変わったことになります。担当者も全然知らない人に替わる。従来の販売店は社員の顔が見えていたと思いますが、われわれはどうやって覚えてもらうかが課題です。今までと遜色ない、それ以上のサービスを提供する

ことを周知するため、接点を重ねて信用してもらえるようになるところからのスタートです。営業社員は顔写真付きの名札を付けて、お客さまに「日米礦油の誰々さん」と名前と呼ばれるようになりなさいと指導しています。

(編)：L P W A集中監視の普及状況はいかがですか。

松山：現在2,500戸、直売顧客1万件の25%に取り付けています。再来年までに5千戸、直売顧客の50%設置を目指しています。他の卸元より少し遅れている感覚もあります。以前は一般回線での集中監視を行っていましたが、あまり普及していませんでした。しかし、今般のL P W Aは普及を加速させていく方針です。L P W Aで検針員の手間は確かに削減できますが、今度は検針伝票や請求書をどうするか。高齢者などスマートフォンを利用しない層にどう普及させるのが課題になると思います。

木佐貫：従来の電話回線を使った集中監視は、かなり初期の頃からやっていたのですが、回線の進化とともに固定電話を引かないお客さまが増えたことで、一旦は積極的な普及拡大をしない方向になりました。ただ、L P W Aについては必ず普及させないといけないと考えており、鹿児島ではまだ25%ですが、50%の数値目標を掲げて早く達成したいと考えています。L P W Aは非常に多くの可能性を持っており、2025年、26年の段階で70%、80%に普及させようというのが共通の認識です。

(編)：これは直面する人手不足という課題にもかかわってきます。当社に限らず人手不足は深刻です。国がカーボンニュートラルや脱炭素に舵を切るなかで、化石燃



24時間集中監視システム

料を扱う業界に対するイメージも関係があるでしょう。

木佐貫：それでもL P ガスの仕事は絶対になくならないと言い切れます。都市ガスの延伸もこれ以上はまずないというところまで来ています。地方ではガソリンスタンドと兼業でL P ガスも扱っている販売店が多いですが、そういう店が突然なくなると地域の住民が大変困ります。これからはしっかり守っていかなければならないと思います。

松山：また、定期点検はタブレット端末を使用していますが、2年前までは紙で行っていましたが、タブレットを導入したことで、点検項目の入力が間違っていたら自動でエラーがでるので、保安のレベルがある程度平準化され改善してきています。社員がプロ意識を持って、間違いなく漏れのない点検が行えるよう取り組んでいるところです。

(編)：定期点検の前倒しはどのように進めていますか。

松山：基本的に余裕を持った1カ月前倒しを徹底しています。点検を拒否されるケースも鹿児島市内中心部のアパートなどで過去にありましたが、郡部ではほとんどありません。

木佐貫：点検を断られる場合は、何回かポスティングして最終的に通知した記録が残る書面を出します。「点検ができない場合は供給を止めます」という文書を送るとさすがに連絡をいただけます。

(編)：保安に関する今後の課題は何だとお考えでしょうか。

木佐貫：LPWAを可能な限り早期に普及させていくことと、点検遅れの撲滅です。点検の遅れは残念ながらゼロではありません。保安点検はすべて自社でやると決めて社員が行っていますが、まだまだ考え方が浸透できているとは言えません。1カ月どころか半年前倒して点検を行うことで、お客さまにどれだけ安心してもらえるかだと思います。

松山：販売店に対する指導が至らず、引き受けた時の保安の状況があまり整っていない現実があるので、保安の平準化が課題です。容器回りの流出防止対策も早急にすべて措置し、単段調整器を張力式にす

るなど、保安の高度化を図らないといけない。卸元として手本になるためにも、早目早目に取り組まないといけないと思っています。

流出防止対策については、供給先の約10%が洪水浸水想定区域に当たっているため、そのうちの半数で措置を完了しています。今後は他の自然災害も踏まえ、対象が全供給先に拡大されることを想定して、新規の50kg容器には必ずチェーン・ベルトの二重掛け、20kg容器はプロテクターに通す措置を施しています。

木佐貫：販売店はすべて当社の配送センターを利用しているので、容器の流出防止対策のことは常に話をしています。これからもしっかり浸透させていくことが重要です。卸からスタートした会社だからこそ、きちんと細部まで保安を徹底していきたいです。グループの中で保安のレベルが統一されているのが、究極の姿だと思っています。

日米礦油鹿児島支店は、販売店の業務を引き継ぐかたちで直売部門を拡大してきた。販売店によってまちまちな保安のレベルを平準化するための苦労が垣間見えた。卸元として手本になりたいという強い思いがうかがえた。今後の課題として挙げた、LPWAの早期普及と点検遅れの撲滅の達成に期待したい。

(基本情報)

社 名：日米礦油株式会社鹿児島支店

所 在 地：鹿児島県鹿児島市宇宿2-1-8

責 任 者：取締役支店長 木佐貫博

開 設：昭和23年(1948年)

事業内容：事業内容：LPガス卸・販売、ガス機器販売、リフォーム、環境商品販売、石油製品販売、車両販売、車検



4 令和3年度(令和3.10.1～4.10.1)LPガス事故集計表 (令和5.3.31現在集計)

令3-1表	LPガス事故(速報)集計表	65
令3-2表	LPガスの漏えい等による事故(速報)原因別分類集計表	66
令3-3表	LPガスの漏えい等による事故(速報)発生場所別発生件数と損害	68
令3-4表	事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故集計表	69
令3-5表	事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故(経年推移)	70
令3-6表	事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故の 損害対象別分類	71

LPガス事故集計について

当事業団においては、次のような事故を集計の対象としています。

なお、年度の区切りは、各年10月1日午後4時から翌年の10月1日午後4時まで（保険年度）です。

- 1 各都道府県LPガス協会（事業団支部）から、次の種類の事故として報告があったもの
 - ① LPガスの漏えい等による事故（偶発事故）
 - ② LPガスの漏えい等による事故（自損事故）
 - ③ 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故
（容器を輸送、運搬、交換中、容器を転落、転倒などさせて、人にけがをさせ、あるいは他人の自動車や施設、建物、工作物等の一部に損傷を与えるというような事故）
- 2 液化石油ガス法に係る事故のうち経済産業省がニュースリリース（事故速報）として公表したもの
- 3 LPガス事業者賠償責任保険の幹事損害保険会社から、事故が発生した結果、同保険により保険金を支払ったと報告があったもの

令3-1表 令和3年度（令3.10.1～4.10.1）LPガス事故（速報）集計表
（令5.3.31現在 集計）

損害区分 事故別区分	令和3年度							令和2年度			
	事故件数		人身被害		建物損害		車、その他 動産損害	令4.3.31現在		令5.3.31現在	
	件数	比率	死亡	傷害	全焼壊	一部 損害		件数	比率	件数	比率
	件	%	人	人	棟	棟	件	件	%	件	%
LPガスの漏えい等による事故	10	100		3		4		4	100	4	100
事業者ミス	6	60.0		2		3		3	75.0	3	75.0
消費者ミス											
第三者責任	2	20.0									
不可抗力								1	25.0	1	25.0
原因不明	2	20.0		1		1					
自損事故											
事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故 （容器運搬中容器が転倒し建物、車を破損等）	828			4		618	206	846		863	
合計	838		件	人	人	棟	棟	件		件	件
	838			7		622	206	850		867	

- (注)1 事故件数は、保険年度内に発生した件数を集計している。
- 2 事故件数は、集計日現在で事業団が把握している件数を集計している。
損害保険会社等からの事故報告にはタイムラグがあり、保険年度終了後に報告を受けることもあることから、保険年度終了後にも事故件数には動きがある。
このため、前年度の事故件数については、現段階での集計のほか、今年度の事故件数と同様の条件で比較するために1年前の集計も併せて計上している。

令3-2表 L P ガスの漏えい等による事故(速報)

原 因 別 (主たる原因、要因の重複しているものはその主たるもの)	令和3年度					令和 2年 度 件
	件 数	人 身 被 害		建 物 損 害		
		死 亡	傷 害	全 焼 壊	一 部 損 害	
	件	人	人	棟	棟	件
事 業 者 過 失	6	0	2	0	3	3
(1) 事業者施設における作業ミス	1		1			1
イ 充てん所、オートガススタンドにおける作業ミス	1		1			1
ロ 事業者店頭・事務所における作業ミス						
(2) 容器輸送・運搬中の衝突・転倒・転落等のミス						
(3) 容器交換に伴うミス						
イ 容器積下ろし、交換作業時の誤操作 (容器転倒、誤ってバルブを開く等)						
ロ 燃焼器具の使用状況を確認せず容器交換 (立消えを生ずる等)						
ハ 容器、調整器、配管との接続ミス・操作ミス						
ニ 容器交換後の点検不十分・処置不適切						
(4) 容器設置上のミス						
イ 屋外容器設置に関連したミス (容器設置場所、設置方法不適切、容器転倒防止 措置なし、容器管理不良、ホースの毀損折損等)						
ロ 容器屋内設置に関連したミス						
ハ 予備容器置き(消費者に容器を交換させる等)						
ニ 残ガス容器の放置						
(5) 配管関係ミス	3				2	1
イ 配管の設計、施工、工事ミス						1
ロ 埋設管、屋外配管の腐食、毀損						
ハ 工事未完成部分の配管端末処理不適切等						
ニ 配管作業、修理作業中のミス、エア抜きミス	3				2	
ホ その他						
(6) 販売貸与した器具の欠陥、不適、取付の際のミス (メーター・調整器等の取付ミス、取付後のエア抜 きミス等を含む。)	1		1		1	
(7) 消費設備の修理作業中のミス						
(8) 液石法令に規定する保安業務等に伴うミス (供給開始時点検・調査、容器交換時供給設備点検、 定期供給設備点検、定期消費設備調査、周知、 緊急時対応、緊急時連絡等の義務不履行・不十分・ 作業ミス、その他任意の点検・調査に伴うミス)	1					
(9) バルクへの充てん等のミス						1

原因別分類集計表 (令和5年3月31日現在)

原因別 (主たる原因、要因の重複しているものはその主たるもの)	令和3年度					令和2年度 件
	件数	人身被害		建物損害		
		死亡	傷害	全焼壊	一部損害	
	件	人	人	棟	棟	件
消費者過失	0	0	0	0	0	0
(1) ホース関連ミス						
イ ホースのゆるみ、脱落、亀裂、損傷等						
ロ ホースのねずみによる被害						
(2) 未使用ガス栓の誤操作						
(3) 立消え						
(4) 着火不確認						
(5) 点火ミス						
イ 自動点火具の不具合等に起因する点火操作の繰り返し等						
ロ 点火順序を誤る等						
ハ その他(リモコン操作ミス等)						
(6) 元栓、器具栓の不完全閉止						
(7) 元栓、器具栓の閉め忘れ(消し忘れ)						
(8) 燃焼器具取扱上のミス						
イ 元栓を閉めるべきところを誤って開く等の操作ミス						
ロ 器具の置場所不適、手入れ不良等						
ハ 誤って触れ、バルブ、器具栓が開く						
ニ その他(元栓を閉めずに器具を取り外す等)						
(9) 一酸化炭素中毒						
(10) 消費者自ら容器を取り扱いミス						
(11) その他						
イ 器具の故障・不具合その他						
ロ 不用意な雪おろしによる器具の折損ガス漏れ						
ハ その他						
第三者責任 (事業者、消費者ともに責任のないもの)	2					
不可抗力 (豪雪、落雷、暴風雨、地震等の自然変象に起因するもの。 ただし、施設の管理に欠陥のあるものは除く。)						1
原因不明 (ガス漏れあるいは爆発の原因不明、又はその責任の所在不明)	2		1		1	
合計	10		3		4	4
自損 (自殺、故意にホースを切断、容器バルブを開放等の犯罪行為等)						

令3-3表 LPガスの漏えい等による事故（速報）発生場所別発生件数と損害

損害区分 発生場所	令和3年度(令5.3.31 現在)					令和2年度	
	件数	人身被害		建物損害		令4.3.31 現在	令5.3.31 現在
		死亡	傷害	全焼・ 全壊	一部 焼損害		
独立住宅	2	人	人	棟	棟	件	件
集合住宅・ アパート・マンション・寮	1						
飲食店	3				2		
店舗	2						
旅館・ホテル							
集会場							
学校							
福祉施設							
公共施設							
医療施設							
事務所							
工場・作業所							
道路							
イベント会場							
事業者施設	1		1				
屋台							
移動販売車							
空きテナント							
空き地							
その他	1					1	1
合計	10		3		4	4	4

(注)自損事故を除く。

令3-4表 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故集計表

原因区分		損害区分	令和3年度 (令5.3.31 現在) (注3)	人 身 被 害					対 物 損 害			令和2年度	
				死 亡		傷 害		小計	建物、 工作物等	車、 その他 動産	小計	令4.3.31 現在	令5.3.31 現在
				消費者	第三者	消費者	第三者						
(1) 容器輸送、 運搬、交換 中における 容器の転 倒等による 事故	小計	444			1	1	2	352	90	442	487	494	
	うち販売事業者扱い	194			1	1	2	154	38	192	189	192	
	うち配送事業者扱い	248						198	50	248	291	295	
	うち受託認定保安機関扱い	2							2	2	7	7	
(2) 容器運搬 具の接触 等による事 故	小計	110						74	36	110	77	79	
	うち販売事業者扱い	42						30	12	42	32	34	
	うち配送事業者扱い	68						44	24	68	45	45	
	うち受託認定保安機関扱い												
(3) 事業者施 設(建物、 塀、看板等 の工作物) の倒壊、ガ ススタンド における作 業ミス等に よる事故	小計	11			1		1		10	10	16	16	
	うち販売事業者扱い	2							2	2			
	うち配送事業者扱い										1		
	うち受託認定保安機関扱い うちスタンド扱い	9			1		1		8	8	15	16	
(4) 単なる工 事、作業等 のミスによ る事故	小計	255			1		1	192	62	254	252	260	
	うち販売事業者扱い	237			1		1	186	50	236	223	231	
	うち配送事業者扱い	13						5	8	13	13	15	
	うち受託認定保安機関扱い	5						1	4	5	16	14	
(5) そ の 他	小計	8							8	8	14	14	
	うち販売事業者扱い	7							7	7	11	11	
	うち配送事業者扱い	1							1	1	3	3	
	うち受託認定保安機関扱い												
合 計	合計	828			3	1	4	618	206	824	846	863	
	うち販売事業者扱い	482			2	1	3	370	109	479	455	468	
	うち配送事業者扱い	330						247	83	330	352	358	
	うち受託認定保安機関扱い	7						1	6	7	24	21	
	うちスタンド扱い	9			1		1		8	8	15	16	

(注) 1 事故件数は、保険年度内に発生した件数を集計している。

2 事故件数は、集計日現在で事業団が把握している件数を集計している。

損害保険会社等からの事故報告にはタイムラグがあり、保険年度終了後に報告を受けることもあることから、保険年度終了後にも事故件数には動きがある。

このため、前年度の事故件数については、現時点での集計のほか、今年度の事故件数と同様の条件で比較するため1年前の集計も併せて計上している。

令3-5表 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故（経年推移）

区 分	事 故 原 因	平成	平成	令和	令和	令和	合 計		
		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	件数	比率	
(1) 容器輸 送、運 搬、交換 中における 容器の 転落、転 倒による 事故	人 力	a. 天候等で手が滑る	56	48	39	47	52	242	6.3
		b. 天候等で足元が滑る	20	14	21	11	6	72	1.9
		c. 身体のバランスを崩す	7	8	12	21	36	84	2.2
		d. 搬入経路に段差や坂がある	41	37	40	52	53	223	5.8
		e. 搬入経路の足場が不良	11	3	1	5	2	22	0.6
		f. 搬入経路が狭い	43	47	58	63	39	250	6.5
		g. 容器設置場所が狭い	9	7	12	2	4	34	0.9
		h. 立てておいた容器が倒れる	43	42	46	79	54	264	6.9
		i. 担いだり転がしてぶつける	96	84	87	133	104	504	13.2
		j. 手押車から容器が転落	9	5	8	14	4	40	1.0
	k. その他	48	29	27	34	35	173	4.5	
	配送車 (パワー ゲート)	l. ゲートから容器が落下	16	15	24	11	15	81	2.1
		m. 容器の積載方法が不良				2	1	3	0.1
		n. 荷台から容器が落下	13	3	9	12	10	47	1.2
		o. その他	6	2	4	7	29	48	1.3
吊上げ 機		p. ワイヤーが切れる	2		1			3	0.1
	q. フックが折れる				1		1	0.0	
小 計		420	344	389	494	444	2,091	54.8	
(2) 容器運搬具の事故	r. 手押車（二輪車）等が他物に接触	64	73	81	77	108	403	10.6	
	s. 壁に立掛けた運搬具が倒れる	2		1	2	2	7	0.2	
	小 計	66	73	82	79	110	410	10.7	
(3) そ の 他	t. 工事、作業 中のミス	t1. 容器置場					26	1132	29.6
		t2. 配管					27		
		t3. 器具取付け					16		
		t4. 消費設備修理	191	180	246	260	136		
		t5. 保安業務					44		
		t6. バルク関係					6		
	小計					255			
	u. ガスの供給不能	9	5	2	7	8	31	0.8	
v. オートガススタンド内事故	10	15	15	16	10	66	1.7		
w. 上記以外	29	27	24	7	1	88	2.3		
小 計	239	227	287	290	274	1,317	34.5		
合 計		725	644	758	863	828	3,818	100	

(注) 1 令和5年3月31日時点での数値です。
 2 四捨五入のため、比率の合計が一致しない場合があります。

令3-6表 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故の損害対象別分類

区 分 \ 年 度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	合 計	
	件	件	件	件	件	件数	比率
物 損	720	637	756	859	824	3,796	99.4
(内 訳)							
建物	331	272	315	414	425	1,757	46.0
フェンス・塀	72	84	95	104	65	420	11.0
埋設管（排水・ 浄化槽等）	75	50	60	77	66	328	8.6
濡損	73	66	81	72	62	354	9.3
車両等	116	104	127	117	125	589	15.4
供給不能等で 仕掛品不良	9 金属製品 2 炊飯中のコメ 子豚15頭 化学製品 陶器 日本酒 料理材料 プロイラー53羽	5 陶磁器 仕掛品 （医薬品） ソケット 食材 お茶	2 美容室髪質改善 代金等 鶏26,000羽	7 菓子工場原材 料 飲食店営業損 失 金属製品 コメ約4t 陶磁器 商品タイル原材料 中上げ	8 菓子工場原材料 金属製品 コメ約4t 陶磁器 商品タイル原材料 中上げ	31	0.8
その他 （エアコン室外 機、テレビ、洗 濯機、パソコ ン、温室、水 槽、湯沸器、盆 栽、灯籠等）	44	56	76	68	73	317	8.3
人 損	5	7	2	4	4	22	0.6
ガススタンドでト ランクに挟込み、 充てんノズル操作 ミスで負傷	2	4		1	1	8	0.2
容器積込み、交換 中に容器が歩行者 に接触等	2		2		2	6	0.2
その他	1	3		3	1	8	0.2
合 計	725	644	758	863	828	3,818	100

(注) 1 令和5年3月31日時点での数値です。
2 四捨五入のため、比率の合計が一致しない場合があります。

5 令和4年度(令和4.10.1～5.10.1)LPガス事故集計表 (令和5.3.31現在中間集計)

令4-1表	LPガス事故(速報)集計表	73
令4-2表	事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故集計表	74
令4-3	LPガス漏えい等事故事例	75
令4-4	事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故事例	76

令4-1表 令和4年度（令4.10.1～5.10.1）LPガス事故（速報）集計表
（令5.3.31現在 中間集計）

損害区分 事故別区分	令和4年度							令和3年度			
	事故件数		人身被害		建物損害		車、その他 動産損害	令4.3.31現在		令5.3.31現在	
	件数	比率	死亡	傷害	全焼壊	一部 損害		件数	比率	件数	比率
	件	%	人	人	棟	棟	件	件	%	件	%
LPガスの漏えい 等による事故	0							4	100	10	100
事業者 ミス								2	50.0	6	60.0
消費者 ミス											
第三者 責任										2	20.0
不可 抗力											
原因 不明								2	50.0	2	20.0
自損事故											
事業者の過失に 起因する「ガス漏 れによらない」事 故 （容器運搬中容器 が転倒し建物、車を 破損等）	137					106	31	164		828	
合 計			件	人	人	棟	棟	件		件	件
	137					106	31	168		838	

- (注)1 事故件数は、保険年度内に発生した件数を集計している。
- 2 事故件数は、集計日現在で事業団が把握している件数を集計している。
損害保険会社等からの事故報告にはタイムラグがあり、保険年度終了後に報告を受けることもあることから、保険年度終了後にも事故件数には動きがある。
このため、前年度の事故件数については、現段階での集計のほか、今年度の事故件数と同様の条件で比較するために1年前の集計も併せて計上している。
- 3 令和4年度の数値は、保険期間（10月1日～10月1日）の中間報告であり、件数は今後増加が見込まれる。

令4-2表 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故集計表

原因区分		損害区分	令和4年度 (令5.3.31 現在) (注3)	人身被害					対物損害			令和3年度	
				死亡		傷害		小計	建物、 工作物等	車、 その他 動産	小計	令4.3.31 現在	令5.3.31 現在
				消費者	第三者	消費者	第三者						
(1) 容器輸送、 運搬、交換 中における 容器の転 倒等による 事故	小計	86						68	18	86	87	444	
	うち販売事業者扱い	27						20	7	27	30	194	
	うち配送事業者扱い	58						48	10	58	56	248	
	うち受託認定保安機関扱い	1							1	1	1	2	
(2) 容器運搬 具の接触 等による事 故	小計	22						16	6	22	25	110	
	うち販売事業者扱い	9						6	3	9	11	42	
	うち配送事業者扱い	13						10	3	13	14	68	
	うち受託認定保安機関扱い												
(3) 事業者施 設(建物、 塀、看板等 の工作物) の倒壊、ガ ススタンド における作 業ミス等 による事故	小計										2	11	
	うち販売事業者扱い											2	
	うち配送事業者扱い										2	9	
	うち受託認定保安機関扱い												
(4) 単なる工 事、作業等 のミスによ る事故	小計	28						22	6	28	51	255	
	うち販売事業者扱い	26						20	6	26	48	237	
	うち配送事業者扱い										2	13	
	うち受託認定保安機関扱い	2						2		2	1	5	
(5) そ の 他	小計	1							1	1	0	8	
	うち販売事業者扱い											7	
	うち配送事業者扱い	1							1	1		1	
	うち受託認定保安機関扱い												
合 計	合計	137						106	31	137	165	828	
	うち販売事業者扱い	62						46	16	62	89	482	
	うち配送業者扱い	72						58	14	72	72	330	
	うち受託認定保安機関扱い	3						2	1	3	2	7	
	うちスタンド扱い										2	9	

(注) 1 事故件数は、保険年度内に発生した件数を集計している。
 2 事故件数は、集計日現在で事業団が把握している件数を集計している。
 損害保険会社等からの事故報告にはタイムラグがあり、保険年度終了後に報告を受けることもあることから、保険年度終了後にも事故件数には動きがある。
 このため、前年度の事故件数については、現時点での集計のほか、今年度の事故件数と同様の条件で比較するため1年前の集計も併せて計上している。
 3 令和4年度の数値は、保険期間（10月1日～10月1日）の中間報告であり、件数は今後増加が見込まれる。

令4-3 LPガスの漏えい等による事故事例

LPガスの漏えい等による事故（令和5年1月以降に把握したもの）について、参考のため、その概要をご紹介します。

○ 令和4年9月発生 飲食店

焼肉店のガス漏れ修繕作業において、茹で麺器とガス配管接続を取り出す際に、土間からの立ち上がり配管を誤って損傷し、ガスが急激に漏えいしたことにより、後方で使用中のガスレンジに引火して爆発した。立ち上がり配管損傷、土間コンクリート解体、食材の廃棄等に損害が発生した。

支払保険金 約104万円

○ 令和4年9月発生 店舗

リニューアルオープンに伴う洗濯機・乾燥機（新設）の入替の際、プロパンガス配管を誤って設置して試運転を行ったことで小爆発が起き、大型の乾燥機が破損した。

支払保険金 約116万円

令4-4 事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故事例

事業者の過失に起因する「ガス漏れによらない」事故（令和5年1月以降に把握したもの）について、参考のため、内容区分別に抽出してその概要をご紹介します。

1 容器輸送、運搬、交換中における容器の転落、転倒等による事故

○令和3年3月発生 その他

容器搬入時に身体の一部が車のボディに接触して傷を付けた。

支払保険金 約48万円

○令和3年3月発生 集合住宅

駐車場コンクリート部分及びアスファルト部分に30kg容器を転がし、傷を付けた。

支払保険金 約31万円

○令和3年7月発生 一般住宅

顧客宅にて容器交換中に、坂になっていたため手押し車ごと容器が転がり、駐車場に停めてあった車とバイクに接触した。

支払保険金 約38万円

○令和3年10月発生 一般住宅

配送先で従業員が容器を転がして移動させる際、擁壁から容器が滑り落ちて隣家の外壁を破損させた。

支払保険金 約83万円

○令和4年4月発生 工場・作業場

容器交換の際、持っていた容器が倒れ、隣家の壁を損傷させた。

支払保険金 約55万円

○令和4年4月発生 一般住宅

容器搬入のため台車を旋回させる際に踏ん張ったところ、重量に耐えられずに浄化槽本体を破損した。

支払保険金 約128万円

○令和4年6月発生 一般住宅

20kg容器を交換するために運搬していた際、容器を浄化槽の上部に乗せたところ、浄化槽を破損させた。

支払保険金 約36万円

○令和4年7月発生 一般住宅

容器交換の際、仮置きした引き取り容器が倒れ、顧客車両の後部に接触して損傷させた。

支払保険金 約32万円

○令和4年7月発生 工場・作業場

容器交換後、空容器をゲートに乗せる際、足をひねり転倒して容器を離れたところ、建物外壁に接触して破損させた。

支払保険金 約53万円

○令和4年7月4日発生 一般住宅

容器の交換作業を実施する際、容器を倒して隣の住宅の壁にぶつかり破損させた。

支払保険金 約59万円

○令和4年7月発生 一般住宅

容器交換作業が終了して容器1本を撤収しようとした際、体勢を崩して停めてあった車両に接触した。

支払保険金 約31万円

○令和4年7月発生 一般住宅

容器を運ぶ台車をトラックに立てかけていたところ、台車が動き車両に接触した。

支払保険金 約31万円

2 容器の設置ミスによる事故

○令和3年12月発生 一般住宅

設置した容器固定器具（固定ベルト）取付部分から雨水が侵入し、建物外壁に濡れ損害が発生した。

支払保険金 約33万円

3 販売・貸与した器具の取付工事、修理等のミスによる事故

○令和4年7月発生 集合住宅

天井裏に感知器を設置したところ、トタンをビスが貫通してしまい穴が開いた。
支払保険金 約794万円

4 配管関係ミスによる事故

○令和4年1月発生 飲食店

ガス配管工事のため、建物壁（基礎部分）に配管用の穴開けをしたところ、ガス配管貫通部から雨水が建物に浸透し、建物床下に浸水があった。
支払保険金 約82万円

○令和4年5月発生 一般住宅

顧客宅のガス配管を施工して錆止め塗装を行った際、住居の外壁に飛散させてしまい汚した。
支払保険金 約86万円

○令和4年8月発生 一般住宅

床用のBOXコックの位置決め時にテレビの画面及びブルーレイの外側に当たり傷をつけた。
支払保険金 約38万円

○令和4年8月発生 一般住宅

ガス管工事の打合せミスにより、建物土台に間違えて穴を開けてしまい損傷した。
支払保険金 約36万円

○令和4年8月発生 工場・作業場

従業員が板金工場で消火器やガス管を落としてしまい、工場の車に傷を付けた。
支払保険金 約57万円

5 消費設備等の取付け、修理作業中のミスによる事故

○令和3年2月発生 集合住宅

給湯器交換時のリモコン交換中、バランスを崩し手に持っていた工具で浴室の壁を傷つけた。

支払保険金 約77万円

○令和3年5月発生 集合住宅

追い炊き機能ガス給湯器施工中、ビスが配管を貫通し水漏れが発生した。6カ月経過後の点検の際に上記水漏れが発覚した。

支払保険金 約1101万円

○令和4年3月発生 集合住宅

ガス給湯器交換時、古い給湯器のビスが外れて落下し、ガス配管を破損した。

支払保険金 約48万円

○令和4年6月発生 一般住宅

ガス給湯器を外壁に設置する際、誤って別の場所に穴を開けた。

支払保険金 約33万円

○令和4年7月発生 集合住宅

ガス給湯器交換施工中、給水栓誤作動により水が大量に噴出して2階及び1階の居室内に漏水被害が生じた。

支払保険金 約83万円

○令和4年7月発生 事務所

乾燥機取付において、排気ダクト施工不良により天井裏で排湿がたまり、曝露してしまい、天井が落ちかけた。

支払保険金 約83万円

○令和4年8月発生 一般住宅

2階の居室の給湯器設置工事の際にパッキンの劣化を見落として設置したため、水漏れが発生した。階下の居室に濡れ損が発生した。

支払保険金 約88万円

○令和4年9月発生 一般住宅

給湯器取替工事の際、ガス側と給水側を間違えて施工した。水がガス管を逆流し、ガス管を共有していた3戸のガス配管・給湯器・コンロが損害を受けた。

支払保険金 約63万円

○令和4年10月発生 集合住宅

退去に伴う給湯器の点検の際、水抜き作業を行ったが、水が完全に抜け切れておらず、また配管の接続が緩く給湯器から漏水し、1階の廊下共用部・居室に水濡れが発生した。

支払保険金 約41万円

○令和4年11月発生 集合住宅

暖房機設置に伴うダクト工事の作業中、新築工事中の建物壁に工具をぶつけてしまい、穴を開けた。

支払保険金 約35万円

6 点検・調査業務等に伴うミスによる事故

○令和4年5月発生 店舗

新規開店を控えた店舗のガスを点検した際、未接続の給湯ラインを通水状態としてそのままの状態としたため、店舗内に漏水が生じた。

支払保険金 約243円（4回分合計）

○令和4年6月発生 一般住宅

新築住宅のガス開栓点検時に、止水栓と誤認しストレーナーを緩めたことにより漏水した。

支払保険金 約83万円

7 ガススタンドでの作業中のミスによる事故

○平成28年12月発生 スタンド

タクシーにガス充てん終了後、従業員がトランク内のバルブを止めトランクを閉める際に、タクシーの運転手がトランク内の私物を取ろうと頭を入れたため、トランクが運転手の頭部に当たり負傷した。

支払保険金 約174万円

6 令和4年度契約 〔自 04.10.1
至 05.10.1〕

都道府県名	販売トン数				LPGガススタンド		配送		保安機関		保険料 円
	販売所数	家庭業務用 トン	工業用 トン	卸用 トン	スタンド トン	トン	事業所 トン	トン	企 事	事	
北海道	1,487	280,000	45,538	320,970	46	13,715	119	218,155	104	233	53,240,952
青森	467	71,166	23,401	71,375	16	3,290	33	48,077	45	101	14,418,881
秋田	226	54,818	16,788	45,787	10	1,577	22	25,126	36	74	9,929,932
岩手	364	85,621	34,081	63,679	20	3,202	33	22,182	42	83	16,879,114
山形	369	72,728	30,967	47,770	16	1,497	29	29,998	39	83	13,699,373
宮城	522	136,732	24,324	93,898	23	5,943	39	66,978	57	107	23,825,326
福島	607	132,060	22,477	70,947	20	4,095	41	65,418	53	113	23,521,050
(東北)	(2,555)	(553,125)	(152,038)	(393,456)	(105)	(19,604)	(197)	(257,779)	(272)	(561)	(102,273,676)
栃木	576	125,693	28,905	78,986	18	1,794	33	74,712	44	87	21,858,139
茨城	857	175,436	43,767	116,830	24	3,404	55	101,841	39	142	30,462,610
千葉	676	174,708	16,786	97,127	32	10,537	69	135,067	54	151	29,950,677
埼玉	917	327,937	45,597	255,109	29	13,967	81	284,433	55	177	57,034,158
群馬	508	135,253	28,095	94,450	13	2,767	33	88,715	27	74	24,821,045
東京	480	114,848	20,406	134,744	45	67,275	19	68,134	71	71	22,904,974
神奈川	631	264,503	14,320	192,205	36	25,506	52	153,491	45	128	44,247,109
新潟	446	68,833	27,533	81,521	26	2,988	23	12,185	52	101	14,224,452
長野	468	154,880	49,999	82,853	31	3,454	50	79,329	47	103	29,690,510
山梨	254	65,756	11,853	45,093	12	1,847	23	49,451	21	40	12,945,822
静岡	595	205,313	68,939	183,898	23	5,641	69	149,218	50	125	37,686,561
(関東)	(6,408)	(1,813,160)	(356,200)	(1,362,816)	(289)	(139,180)	(507)	(1,196,576)	(505)	(1,199)	(325,826,057)
愛知	653	291,718	107,373	341,335	41	15,426	49	154,498	76	163	52,303,842
三重	412	135,530	22,505	86,164	24	3,585	33	86,153	45	105	22,344,464
岐阜	448	161,655	57,936	108,340	26	2,987	49	116,397	42	118	30,312,044
富山	274	67,212	27,049	44,578	13	855	18	34,436	39	67	12,292,839
石川	273	70,035	35,713	60,799	15	2,583	19	21,236	25	53	12,922,561
(中部)	(2,060)	(726,150)	(250,576)	(641,216)	(119)	(25,436)	(168)	(412,720)	(227)	(506)	(130,175,750)
東日本 小計	12,510	3,372,435	804,352	2,718,458	559	197,935	991	2,085,230	1,108	2,499	611,516,435

* 保安機関 { 企…企業数
事…事業所数

* (ご注意) ※当該資料は事業団にて取扱いしている保険契約データにて作成しております。

全L協・全農契約集計表

(05.3.31)

都道府県名	販売トン数			L Pガススタンド		配送		保安機関		保険料	
	販売所数	家庭業務用 トン	工業用 トン	卸用 トン	スタンド トン	事業所 トン	トン	企	事	円	
福井	301	44,718	28,241	31,217	9	1,217	16	15,811	14	34	9,206,310
滋賀	207	71,915	14,698	65,768	14	1,164	22	48,666	17	47	13,546,142
京都	242	56,329	9,164	36,941	16	8,457	17	30,084	19	47	9,658,314
奈良	277	43,777	4,725	24,712	16	4,202	21	27,218	20	35	8,297,574
和歌山	377	54,246	3,127	30,783	10	2,176	17	16,899	32	53	8,160,157
大阪	475	91,549	55,363	95,290	30	31,108	25	39,485	39	70	19,890,209
兵庫	484	123,135	42,423	85,349	45	14,372	56	84,462	41	96	24,216,817
(近畿)	(2,363)	(485,669)	(157,741)	(370,060)	(140)	(62,696)	(174)	(262,625)	(182)	(382)	(92,975,523)
鳥取	115	34,123	8,014	27,475	8	902	12	26,436	11	22	6,658,580
岡山	386	114,836	36,047	70,283	33	5,197	65	72,727	53	85	23,053,591
島根	149	50,928	37,598	31,280	19	1,548	19	14,999	22	40	11,021,632
広島	421	141,098	52,041	109,104	34	11,801	28	79,695	50	75	28,389,530
山口	272	70,981	12,601	34,918	27	4,515	34	28,923	31	66	12,467,368
(中国)	(1,343)	(411,966)	(146,301)	(273,060)	(121)	(23,963)	(158)	(222,780)	(167)	(288)	(81,590,701)
徳島	252	48,919	11,526	30,077	18	1,835	25	21,994	21	38	9,141,563
香川	253	64,218	42,442	25,065	21	1,621	22	23,120	18	34	13,867,522
高知	230	57,108	5,492	46,339	19	2,569	21	33,700	20	31	10,263,531
愛媛	389	100,098	29,088	80,380	26	5,421	46	57,495	49	72	19,286,477
(四国)	(1,124)	(270,343)	(88,548)	(181,861)	(84)	(11,446)	(114)	(136,309)	(108)	(175)	(52,559,093)
福岡	768	275,051	55,163	377,443	24	22,723	67	186,022	79	157	48,020,070
佐賀	174	49,062	26,193	23,438	11	2,124	18	32,121	16	40	10,978,692
長崎	326	72,926	15,819	39,565	12	4,389	18	54,809	29	61	12,441,992
大分	283	83,180	18,028	69,418	22	4,519	29	44,175	33	64	16,131,756
熊本	440	94,314	13,923	114,189	14	1,330	32	58,750	37	86	16,723,408
宮崎	267	60,048	23,904	65,176	13	2,224	27	44,999	30	56	11,922,611
鹿児島	466	98,872	29,524	101,932	23	2,939	29	41,623	45	95	18,775,065
沖縄	239	108,284	7,389	61,640	3	3,213	19	48,411	22	35	18,670,710
(九州)	(2,963)	(841,737)	(189,943)	(852,801)	(122)	(43,461)	(239)	(510,910)	(291)	(594)	(153,664,304)
西日本小計	7,793	2,009,715	582,533	1,677,782	467	141,566	685	1,132,624	748	1,439	380,789,621
合計	20,303	5,382,150	1,386,885	4,396,240	1,026	339,501	1,676	3,217,854	1,856	3,938	992,306,056

7 令和4年度契約 〔自 04.10.1
至 05.10.1〕

都道府県名	販売所数			消費者戸数			1販売所当り 消費者戸数	家庭業務用 販売トン数	1消費者 当り消費量
	全L協	全農	合計	全L協	全農	合計			
				戸	戸	戸	戸	トン	トン
北海道	1,283	107	1,390	1,375,647	54,193	1,429,840	1,029	280,000	0.196
青森	423	29	452	388,733	36,120	424,853	940	71,166	0.168
秋田	208	12	220	191,912	40,686	232,598	1,057	54,818	0.236
岩手	333	18	351	352,865	45,921	398,786	1,136	85,621	0.215
山形	343	20	363	245,555	44,647	290,202	799	72,728	0.251
宮城	491	14	505	507,524	41,165	548,689	1,087	136,732	0.249
福島	582	14	596	478,061	40,330	518,391	870	132,060	0.255
(東北)	(2,380)	(107)	(2,487)	(2,164,650)	(248,869)	(2,413,519)	(970)	(553,125)	(0.229)
栃木	560	4	564	466,197	35,897	502,094	890	125,693	0.250
茨城	822	13	835	655,933	29,340	685,273	821	175,436	0.256
千葉	636	9	645	649,107	26,382	675,489	1,047	174,708	0.259
埼玉	876	12	888	1,147,762	41,413	1,189,175	1,339	327,937	0.276
群馬	473	18	491	459,873	45,312	505,185	1,029	135,253	0.268
東京	442	13	455	406,581	23,683	430,264	946	114,848	0.267
神奈川	597	13	610	908,264	56,113	964,377	1,581	264,503	0.274
新潟	411	25	436	195,970	41,656	237,626	545	68,833	0.290
長野	407	52	459	471,385	151,492	622,877	1,357	154,880	0.249
山梨	237	11	248	253,325	24,004	277,329	1,118	65,756	0.237
静岡	582	0	582	669,031	0	669,031	1,150	205,313	0.307
(関東)	(6,043)	(170)	(6,213)	(6,283,428)	(475,292)	(6,758,720)	(1,088)	(1,813,160)	(0.268)
愛知	585	24	609	904,716	72,480	977,196	1,605	291,718	0.299
三重	377	14	391	446,151	28,878	475,029	1,215	135,530	0.285
岐阜	410	17	427	482,765	54,905	537,670	1,259	161,655	0.301
富山	248	19	267	201,814	32,424	234,238	877	67,212	0.287
石川	236	23	259	240,092	32,893	272,985	1,054	70,035	0.257
(中部)	(1,856)	(97)	(1,953)	(2,275,538)	(221,580)	(2,497,118)	(1,279)	(726,150)	(0.291)
東日本 小計	11,562	481	12,043	12,099,263	999,934	13,099,197	1,088	3,372,435	0.257

* 販売所数は、家庭業務用ガス（含簡易ガス）を取扱っている販売所の数
（工業用、卸のみ加入の販売所を除いたもの）

加入販売所総数…………… 20,303
 工業用、卸のみ加入販売所数… 753 （全L協675,全農78）
 差引…………… 19,550

（ご注意） ※当該資料は事業団にて取扱いしている保険契約データにて作成しております。

消費者戸数県別集計表

(05.3.31)

都道府県名	販売所数			消費者戸数			1販売所当り 消費者戸数	家庭業務用 販売トン数	1消費者 当り消費量
	全L協	全農	合計	全L協	全農	合計			
福井	273	20	293	156,373	24,396	180,769	617	44,718	0.247
滋賀	188	12	200	224,485	37,869	262,354	1,312	71,915	0.274
京都	221	13	234	195,509	22,743	218,252	933	56,329	0.258
奈良	269	6	275	143,087	23,102	166,189	604	43,777	0.263
和歌山	342	32	374	226,550	15,485	242,035	647	54,246	0.224
大阪	448	9	457	266,492	4,190	270,682	592	91,549	0.338
兵庫	459	9	468	447,858	29,831	477,689	1021	123,135	0.258
(近畿)	(2,200)	(101)	(2,301)	(1,660,354)	(157,616)	(1,817,970)	(790)	(485,669)	(0.267)
鳥取	105	5	110	106,991	28,848	135,839	1,235	34,123	0.251
岡山	363	15	378	415,798	43,870	459,668	1,216	114,836	0.250
島根	144	0	144	196,504	0	196,504	1,365	50,928	0.259
広島	386	15	401	520,187	41,724	561,911	1,401	141,098	0.251
山口	255	4	259	280,499	23,109	303,608	1,172	70,981	0.234
(中国)	(1,253)	(39)	(1,292)	(1,519,979)	(137,551)	(1,657,530)	(1,283)	(411,966)	(0.249)
徳島	234	12	246	188,857	20,751	209,608	852	48,919	0.233
香川	232	6	238	212,454	25,423	237,877	999	64,218	0.270
高知	211	4	215	229,654	11,422	241,076	1,121	57,108	0.237
愛媛	353	24	377	387,665	51,427	439,092	1,165	100,098	0.228
(四国)	(1,030)	(46)	(1,076)	(1,018,630)	(109,023)	(1,127,653)	(1,048)	(270,343)	(0.24)
福岡	713	22	735	1,060,208	69,520	1,129,728	1,537	275,051	0.243
佐賀	157	11	168	169,593	24,933	194,526	1,158	49,062	0.252
長崎	298	17	315	273,411	41,274	314,685	999	72,926	0.232
大分	259	13	272	330,310	22,444	352,754	1,297	83,180	0.236
熊本	397	24	421	389,991	61,665	451,656	1,073	94,314	0.209
宮崎	240	14	254	262,531	30,167	292,698	1,152	60,048	0.205
鹿児島	420	23	443	418,818	60,154	478,972	1,081	98,872	0.206
沖縄	207	23	230	436,452	158,955	595,407	2,589	108,284	0.182
(九州)	(2,691)	(147)	(2,838)	(3,341,314)	(469,112)	(3,810,426)	(1,343)	(841,737)	(0.221)
西日本 小計	7,174	333	7,507	7,540,277	873,302	8,413,579	1,121	2,009,715	0.239
合計	18,736	814	19,550	19,639,540	1,873,236	21,512,776	1,100	5,382,150	0.250

編集後記

令和5年の春を迎えました。

去る5月8日から、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行し、この3年余り続いた生活習慣にも変化が見え始めています。以前のような爆発的な感染拡大が二度と起こらないことを願うばかりです。

ライフラインを守る重要な役割を担っているL Pガス事業者にとっては、この新型コロナウイルスと共存していくに当たり、今後も、お客さまとの対応、保安対策等において困惑する状況が続くことが想定されます。L Pガス事業者及び関係者の皆さまのご健闘に敬意を表します。

L Pガス事業団広報No.224をお届けします。

- ◇ 経済産業省から、建設工事等におけるガス管損傷に起因する事故の発生防止の観点から、建設工事等におけるガス管損傷事故の防止について、建設工事等事業者に対し、協力依頼が行われております。ガス事業者等の皆さまにも承知しておいていただきたい内容が盛り込まれておりますので、ご覧いただきますようお願いいたします。その他、関連の通知も掲載しております。
- ◇ 参考資料として、ガス警報器工業会が作成した「2023年度 設置・交換運動実施中！」のポスターを掲載させていただきました。ガス警報器などの交換期限（5年）が過ぎた機器の交換が推奨されますよう、全国の都道府県L Pガス協会においても呼びかけをお願いいたします。
- ◇ 24回目の連載となる「L Pガス保安優良事業者を訪ねて」では、有限会社細谷達司商店（神奈川県相模原市）と日米礮油株式会社鹿児島支店（鹿児島市）を訪問しました。両社のL Pガス保安に対する具体的な取り組みや今後の課題などについて詳しくお聞かせいただきました。お忙しいところ、またコロナ禍にもかかわらず、取材にご協力くださいました、有限会社細谷達司商店の細谷和久代表取締役社長、日米礮油株式会社鹿児島支店の木佐貫博取締役支店長と松山保安設備課長に、あらためてお礼を申し上げます。両社の益々のご発展をお祈り申し上げます。
- ◇ 前号（令和5年1月発行）でお知らせしたとおり、L Pガス事業団広報は、今号から主に電子媒体（PDFファイル）で発行することといたしました。今後も引き続きご覧いただきますよう、よろしくお願いいたします。
- ◇ 前任の（康）編集子の後を受け、この4月から本広報誌の編集を担当することとなりました。微力ではありますが、L Pガス事故が減少するよう誌面づくりに取り組んでまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

（典）

LPガス事業団が実施している 第三者被害救済事業について

本事業は、原則として液化石油ガス法に規定する一般消費者等の消費先において、LPガスを使用する者の故意又は過失によりLPガスの漏えいに起因して火災や爆発を生じ、あるいはLPガスの不完全燃焼等が発生し、それらの事故によって第三者が人身被害を蒙った場合において、その第三者を対象として、「全国LPガス保安共済事業団」として見舞金を給付し救済する制度です。

救済見舞金の額は次の基準によります。

1 死亡見舞金 1人定額 50万円

2 傷害見舞金

(1) 全治1ヶ月以上（重傷） 1人定額 30万円

(2) 全治1ヶ月未満（軽傷） 1人定額 3万円

（医師の治療を必要としない程度の軽微な傷患者は除く。）

3 後遺障害見舞金

後遺障害者に対しては、障害の度合いに応じて、5万円から20万円までの額を別途審査委員会の承認を得た上で傷害救済見舞金に加算（合算限度額35万円～50万円）して給付することができます。

詳細は、事業団（担当：調査部長）へお問い合わせください。

LPガス事業団広報 No.224

令和5年5月15日発行

発行所 一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団

〒105-6032 東京都港区虎ノ門4-3-1 城山トラストタワー

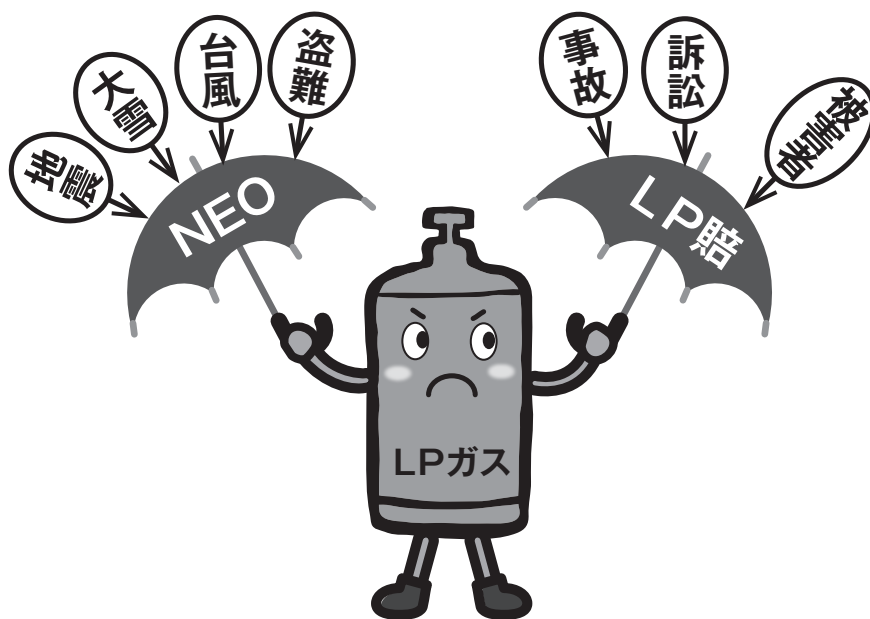
電話 (03) 6435-9931 FAX (03) 6452-9533

印刷 新津印刷株式会社

〒169-0071 東京都新宿区戸塚町1-104-8

電話 (03) 3202-4191

LPガス事業者の皆様を 様々なリスクから保険でサポートします



LPガス事業者賠償責任保険

LPガス業務の事業者リスクに対応する制度保険



3特約加入でさらに安心

個人情報漏えい特約

NEW

サイバーオプション

情報漏えいリスクに対応

+

オプション追加加入でサイバー攻撃
対応に必要な高額な費用などを追
加補償

総合賠償特約

LPガス業務以外のリスクに対応

労働災害総合特約

従業員・経営者を守る

LPガス供給設備機器総合保険(LPライフNEO)

自然災害から事業者の資産を守り
LPガスの安定的供給維持を支援する新制度

幹事保険会社

(東日本地区担当幹事)
損害保険ジャパン株式会社

(西日本地区担当幹事)
東京海上日動火災保険株式会社

取扱代理店

一般財団法人 全国LPガス保安共済事業団